

平成 21 年度

戦略的技術支援事業

【戦略的基盤技術高度化支援事業】

公募要領

(平成 21 年度補正予算事業)

【受付期間】： 平成 21 年 6 月 1 日(月)～平成 21 年 6 月 30 日(火)  
10:00～12:00、13:30～17:00／月曜～金曜

【ご注意】

※ 補正予算事業への提案にあたっては、事前に「e-Rad（府省共通研究開発管理システム）」への  
「研究機関」及び「研究者」の登録が必要となります。

平成 21 年 6 月

経済産業省

# 目 次

ページ

## 【公募要領】

1. 事業の概要 .....	1
(1)目的 (2)事業の対象範囲	
(3)研究開発期間と研究開発費の規模及び要件 (4)採択時期等	
2. 応募資格 .....	2
(1)補正予算事業の対象者の要件	
(2)共同体の構成員に関する資格要件	
①事業管理者 ②研究実施者	
③総括研究代表者・副総括研究代表者 ④アドバイザー	
(3)e-Rad（府省共通研究開発管理システム）への事前登録について	
3. 応募手続 .....	6
(1)提案者 (2)提案様式 (3)必要書類	
(4)受付期間、提出先（問い合わせ先）等	
4. 提案された研究開発の採択 .....	8
(1)採択方法 (2)審査基準 (3)ヒアリングの実施 (4)審査結果の通知	
5. 契 約 .....	10
(1)委託契約の締結	
(2)委託費の内容	
①機器設備費 ②労務費 ③事業費 ④一般管理費 ⑤再委託費	
⑥消費税及び地方消費税	
(3)委託金の支払	
(4)研究成果報告書	
6. 応募に際しての注意事項 .....	12
(1)応募に関すること (2)研究開発成果に関すること	
(3)委託費により取得した機械装置等に関すること	
7. 最終評価・補完研究・フォローアップ調査.....	13
(1)最終評価 (2)補完研究 (3)フォローアップ調査（追跡調査）	

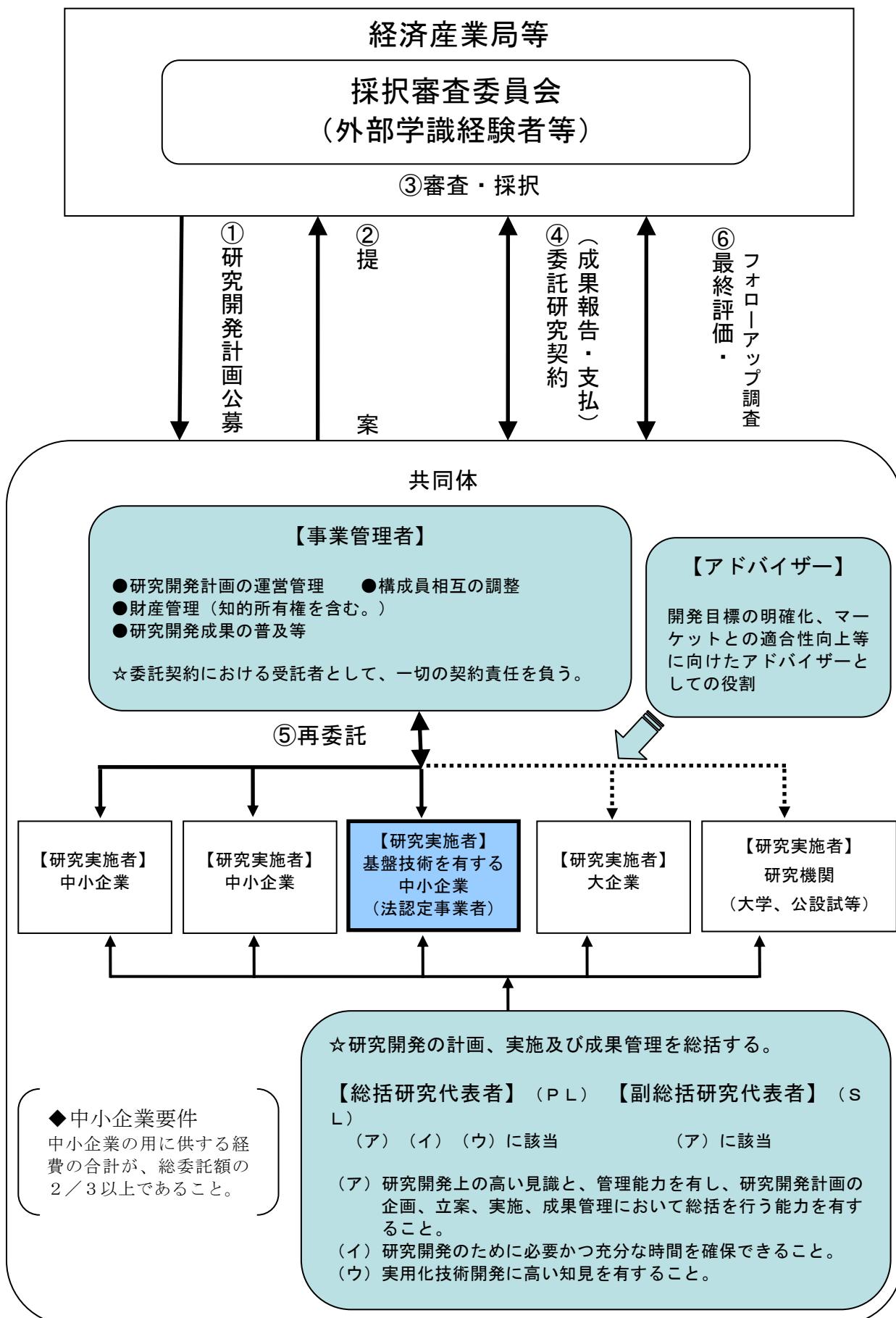
## 【提案様式】

1. 提案様式（様式1～3）	1 5
2. 提案データ入力票	2 9
3. e-Rad データ入力票	3 0
4. 提案書類チェックシート	3 1
5. 提案書受付通知用はがきの作成について	3 2
6. 提案様式（様式4）	3 3
7. 提案データ入力票	3 8
8. e-Rad データ入力票	3 9
9. 提案書類チェックシート（当初予算事業応募案件）	4 0
10. 提案書受付通知用はがきの作成について	4 1

## 【参考資料】

参考1：法律のしくみ・支援を受けるまでの流れ	4 3
参考2：e-Rad（府省共通研究開発管理システム）の研究機関及び 研究者の事前登録について	4 4
参考3：応募資格に関する注意事項	4 7
参考4：競争的研究資金の適正な執行に関する指針	4 9
参考5：公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針	4 9
参考6：戦略的基盤技術高度化支援事業 採択状況	5 0
参考7：戦略的基盤技術高度化支援事業における労務費の計算に係る 実施細則	5 1

## 戦略的基盤技術高度化支援事業の仕組み



# 戦略的基盤技術高度化支援事業 公募要領 (平成 21 年度補正予算事業)

経済産業省では「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（以下「法」という。）」の円滑な施行のため、「戦略的基盤技術高度化支援事業（以下「本事業」という。）」において、基盤技術を担う川上中小企業者と川下製造業者、研究機関等が実施する研究開発計画を以下の要領で広く募集します。

## 1. 事業の概要

### (1) 目的

本事業は、我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業のものづくり基盤技術（鋳造、鍛造、切削加工、めっき等）の高度化に資する革新的かつハイリスクな研究開発等を促進することを目的としています。

### (2) 事業の対象範囲

本制度の事業は、法第 3 条に基づき経済産業大臣が定める特定ものづくり基盤技術高度化指針（以下「高度化指針」という。）に沿って策定され、法第 4 条第 1 項に基づき認定を受けた特定研究開発等計画及び法第 5 条第 1 項に基づき変更の認定を受けた特定研究開発等計画（以下「法認定計画」という。）を基本とした研究開発を対象としています。

また、平成 21 年度補正予算に基づいて行われる本事業（以下「補正予算事業」という。）は、今般の経済情勢を踏まえた緊急的な支援措置であるため、従来の本事業とは異なり、法認定計画の一部（概ね 1 年以内に実施する部分を抜粋）を基本とした研究開発を対象とすることも可能です。

ただし、同一の法認定計画に基づき、補正予算事業に対し、複数の異なる応募を行うことはできません。

法認定計画の一部を実施する場合とは、次に示すような場合を想定しています。

- 複数ある研究テーマのうち、一部の研究テーマに特化して研究を実施する場合
- 複数年の法認定計画のうち、一部の内容の研究を実施する場合 など

※法認定計画の一部を基本とした研究開発を応募する場合は、法認定計画の別表 3 を提出の上、補正予算事業で実施する部分を枠囲みし、特定していただきます。

法認定計画	従来の本事業	補正予算事業
	法認定計画を基本とした研究開発を対象とする	法認定計画の一部を基本とした研究開発を対象とすることも可能

### (3) 研究開発期間と研究開発費の規模及び要件

#### 【一般枠】

研究開発期間	単年度
研究開発規模 (上限額)	平成 21 年度（原則、平成 22 年 3 月 31 日まで）に行う研究開発に要する費用の合計額が、 <b>5 千万円以下</b> 。
提案要件	なし
想定件数	1 件当たり 5 千万円とすると、160 件程度採択する予定です。

#### 【川下分野横断枠】

研究開発期間	単年度
研究開発規模 (上限額)	平成 21 年度（原則、平成 22 年 3 月 31 日まで）に行う研究開発に要する費用の合計額が、 <b>1 億円以下</b> 。
提案要件	「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に示されている複数の産業分野における高度化目標を設定できること、又は、複数の産業分野の川下製造業者等が研究開発に参画していること。
想定件数	1 件当たり 1 億円とすると、50 件程度採択する予定です。

※研究開発規模は、消費税を含んだ金額となります。また、上限額の対象となる金額は、応募をする時点で、申請者において必要であると想定している経費の合計額としますので、実際の契約金額とは異なります。

※法認定計画で川下分野横断枠の提案要件を満たすことができない場合は、川下分野横断枠の応募にあたり、「法認定計画の変更認定申請」が必要となります。

※想定件数は、公募開始時点での想定となっておりますので、予告無く変更されることがあります。（過去の採択状況は、50 ページ【参考 6】参照。）

※平成 21 年 4 月 1 日（水）から 5 月 15 日（金）に公募された「平成 21 年度戦略的基盤技術高度化支援事業」（以下「当初予算事業」という。）に応募している案件についても、「補正予算事業」に応募することは可能です。ただし、「当初予算事業」での採択を優先し、「当初予算事業」で採択された場合には「補正予算事業」では採択はしません。また、平成 18 年度、平成 19 年度及び平成 20 年度にその法認定計画を基本とした研究開発が一度採択された法認定計画は、補正予算事業への再応募はできません。

### (4) 採択時期等

委託契約を締結する計画を決定する採択の時期は、平成 21 年 8 月末頃を見込んでいます。

## 2. 応募資格

### (1) 補正予算事業の対象者の要件

① 補正予算事業の対象者は、事業管理者、研究実施者、総括研究代表者、副総括研究代表者によって構成される共同体を基本とします。

なお、共同体の構成員には、法認定申請を行い、認定を受けた「申請者」と「共同申請者」（以下「法認定事業者」という。）及び協力者を含む必要があります。

法認定事業者及び協力者の一部によって構成される共同体とするこども可能ですが、法認定事業者を 1 者以上含む必要があります。また、協力者の入れ替え及び追加についても可能です。

※ここでいう協力者とは、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則」に規定する申請書の別表 4 に記載する協力者です。

- ② 共同体の構成員は、日本国内に本社を置いて、かつ、日本国内で研究開発を行っていることが必要です。
  - ③ 研究実施者は、民間企業、川下製造業者（特定ものづくり基盤技術を主たる技術として利用する中小企業者と取引をする製造業者などをいう。以下同じ。）、大学等の研究機関を含むことができます。
  - ④ 提案する研究開発の資金計画は、「中小企業要件」として、「**委託対象となる計画全体**」で次の要件を満たす必要があります。

### ＜事業管理者が中小企業者の場合＞

「中小企業者以外が受け取る再委託額」と「中小企業者以外のみが使用する機器設備費額」の合計が、事業管理者が国から受け取る委託額の「**1／3以下**」であること。  
(図1)

### ＜事業管理者が中小企業者以外の場合＞

「中小企業者が受け取る再委託額」と「中小企業者が使用する機器設備費額」の合計が、事業管理者が国から受け取る委託額の「 $\frac{2}{3}$ 以上」であること（図2）

なお、みなさま企業は企業として扱います

#### ※『みなし大企業の定義』

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
  - ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
  - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

図 1 事業管理者が中小企業者の場合

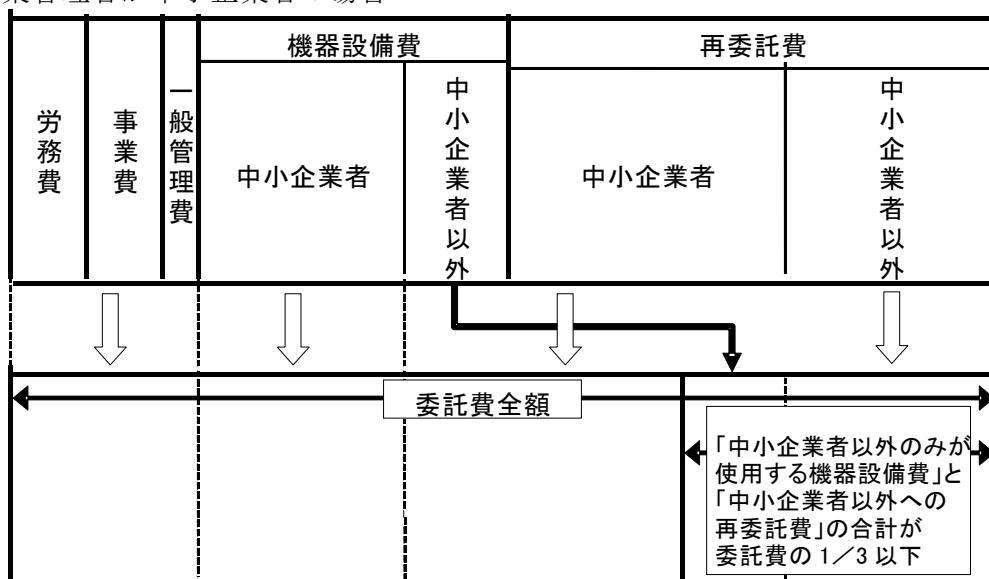
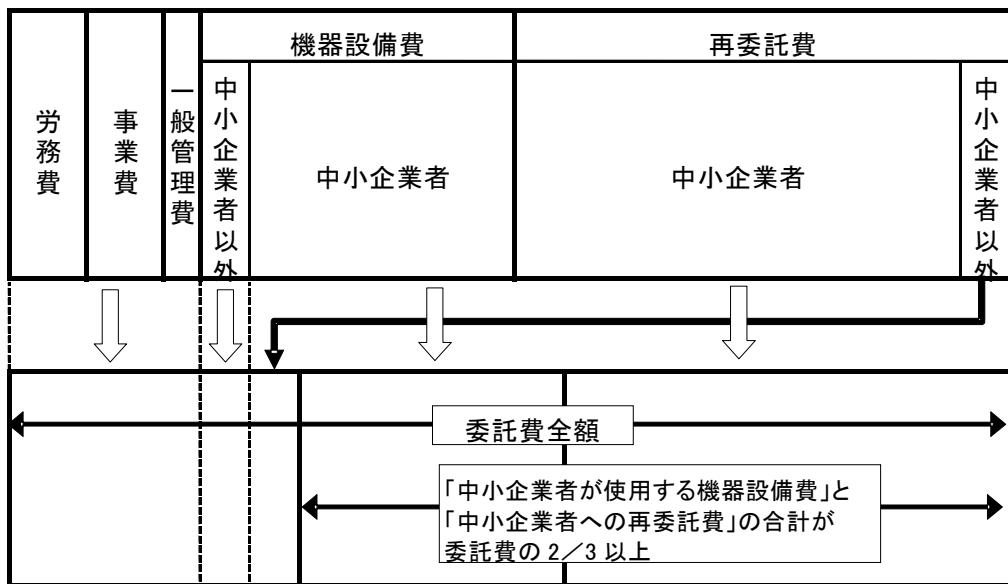


図2 事業管理者が中小企業者以外の場合



### ※ 『中小企業者の定義』

中小企業者であるかどうかについては、業種ごとに資本金基準と従業員基準の二つの基準があり、【表1】のいずれか一方を満たせば、中小企業者として、補正予算事業の対象となります。

なお、個人事業者の方は、中小企業者として、補正予算事業の対象となります。

また、【表2】に掲げた組合及び連合会も中小企業者に該当し、補正予算事業の対象となります。

【表1】中小企業者として補正予算事業の対象となる基準

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本の額又は 出資の総額	従業員基準 常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外） ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下 3億円以下	300人以下 900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記3業種を除く） ソフトウェア業及び情報処理サービス業	5千万円以下 3億円以下	100人以下 300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

(注) 常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

〔表2〕中小企業者として補正予算事業の対象となる組合及び連合会

組合及び連合会	中小企業者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、 協同組合連合会、水産加工業協同組合、 水産加工業協同組合連合会、商工組合、 商工組合連合会	特になし
技術研究組合	直接又は間接の構成員の 2/3 以上が中小企業者 であること

(注) 企業組合及び協業組合も中小企業者として本法の対象となります。

⑤ 機器設備費を計上するにあたっては、中小企業者が行う研究開発に使用される機器設備費が全機器設備費の2／3以上でなければなりません。

ただし、設置場所については、中小企業者以外の場所に設置しても構いません。

また、当該研究開発に当たり、他の研究実施者が、当該機器設備を使用することを妨げません。

なお、上記算定における機器設備費には、レンタル・リースにより設置される機器設備等に係る経費を含みます。

## (2) 共同体の構成員に関する資格要件

### ① 事業管理者 <必須>

事業管理者は、研究開発計画の運営管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、財産管理（知的所有権を含む）等の事業管理及び研究開発成果の普及等を主体的に行う者です。

また、国との委託契約における受託者として、契約責任を有します。

したがって、事業管理者は、以下の要件を満たすことが必要です。

（ア）国との委託契約を締結できること。

（イ）事業管理者としての業務を遂行するに充分な管理能力があり、そのための体制が整備されていること。

（ウ）当該研究開発を受託できる財政的健全性を有していること。

原則として、委託費は精算払いとなるため、研究開発期間中の再委託先への立替払いが可能であること。

なお、事業管理者には、法認定事業者以外もなることができます。

（事業管理者の例）

- |                      |        |
|----------------------|--------|
| ・民間企業（中小企業者、大企業）     | ・個人事業者 |
| ・大学（独立法人化された大学、私立大学） | ・財団法人  |
| ・公設試（独立法人化されたものに限る。） | ・商工会議所 |
| ・社団法人                | ・商工会   |
| ・中小企業団体中央会           |        |

（注）公益法人（財団法人、社団法人）が事業管理者となる場合は、委託契約額の5割以上を他の法人等の第三者に再委託することのないように注意してください。

（平成12年12月1日閣議決定「行政改革大綱」に基づく。以下「1／2要件」という。）

### ② 研究実施者 <必須>

研究実施者は、研究開発を実施する研究者が所属する民間企業、組合、公益法人、試験研究機関等又は個人事業者であって、事業管理者との間で再委託契約を締結可能でなければなりません。

また、研究実施者のうちいずれかが事業管理者を兼務することができます。

### ③ 総括研究代表者・副総括研究代表者 <必須>

総括研究代表者（以下「PL」という。）は、事業管理者又は研究実施者に所属し、研究開発の計画、実施及び成果管理を総括するものとします。

副総括研究代表者（以下「SL」という。）は、事業管理者又は研究実施者に所属し、PLを補佐し、必要に応じてその代理を務めるものとします。

なお、両者のうちいずれか1名は、必ず法認定事業者の研究員であることとします。（両者が法認定事業者の研究員でも可。）

PLは、次の（ア）から（ウ）の能力を有していること、SLは、（ア）の能力を有していることが必要です。

（ア）研究開発上の高い見識と管理能力を有し、研究開発計画の企画立案並びに実施及

- び成果管理のすべてにおいて総括を行うことができる能力を有していること。  
(イ) 当該研究開発のために必要かつ十分な時間が確保できること。  
(ウ) 実用化技術開発に高い知見を有すること。

④ アドバイザー <任意>

委託費を伴わない自主研究実施者、有識者等研究協力者、川下製造業者等（研究開発の成果を利用する者）となります。

川下ニーズを反映した、研究開発の実効性向上、成果の市場適合性向上のために助言をする等、補助的な役割を担っていただきます。

人数の制限は特にありません。

**(3) e-Rad（府省共通研究開発管理システム）への事前登録について**

e-Rad とは、競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化するとともに、特定の研究者への研究開発経費の不合理な重複や過度の集中の回避を支援するためのシステムとなります。

**補正予算事業へ提案されるにあたっては、研究実施者（総括研究代表者）について、事前に「e-Rad（府省共通研究開発管理システム）」への「研究機関」及び「研究者」の登録が必要となります。**

**※e-Radへの「研究機関」及び「研究者」の事前登録手続きについては、44 ページを参照してください。**

### **3. 応募手続**

**(1) 提案者**

提案は必ず事業管理者が行ってください。

**(2) 提案様式**

- 提案にあたっては、本公募要領による提案様式（15～37 ページ）を必ず使用してください。本公募要領に示された形式以外での提案書は認められません。
- 本公募要領の提案様式は、「中小企業庁HPのトップページ」の「公募・公開情報」の「補助金等公募案内」にも掲載されていますので、ダウンロードしてご利用ください。
- 提案書は、片面印刷（A4 版）でお願いします。
- 通しページ（【様式 1】から 1 ページ）を提案書下中央に必ず打ち込んでください。

**(3) 必要書類**

- ① 提案書（様式 1～3）（正 1 部・写し 10 部）

正 1 部には、事業管理者の代表者印を押印してください。

- ② 提案書様式 2 の補足資料

(ア) 法第4条第1項に基づき経済産業大臣（経済産業局等の長）の認定を受けたことを証明する書類（認定通知書）の写し及び認定を受けた特定研究開発等計画を記載した申請書（中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則第1条に基づく申請書類）の写し一式（各1部）。（認定申請中の場合は、認定申請書類の写し一式（1部））

(イ) 認定を受けた計画を変更した場合は、法第 5 条第 1 項に基づき変更認定を受けたことを証明する書類（変更認定通知書）の写し及び変更認定を受けた特定研究開発等計画を記載した申請書（同上施行規則第 2 条に基づく申請書類）の写し一式（各 1 部）。（変更認定申請中の場合は、変更認定申請書の写し一式（1 部））

**※法認定計画の一部を基本とする研究開発を応募する場合、（ア）及び（イ）に**

**示す認定申請書の写しについては、「特定研究開発等計画を記載した申請書の写し」の別表3に補正予算事業の対象部分を赤色で囲む等明示すること。**

- (ウ) 今回提案する研究開発内容が、他の補助金・委託金等に提案された研究開発計画に類似していると思われるもの又はその恐れのある場合は、類似する計画ごとに別紙「類似計画等状況説明書」（28ページ参照）により相違点等を簡潔に記載して提出してください。
- (エ) 提案の根拠を示す参考資料（11部）については、提案書（正1部・写し10部）ごとに、必要最小限に取りまとめた上で、添付してください。（必須資料ではありません。）

③ 提案書様式3の補足資料

- (ア) 事業管理者（各1部）

- ・定款又は寄附行為
- ・出資者及び役員の一覧が記載されている書類

- (イ) 研究実施者（1部）

- ・研究実施者の概要（会社案内等の研究実施者の概要が確認できる書類）

- (ウ) 事業管理者・研究実施者共通

- 決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）（11部）

提案書（正1部・写し10部）ごとに、最近2期間の貸借対照表及び損益計算書を添付してください。これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類を添付してください。

○一般管理費を計上する機関・法人等にあっては、一般管理費率の算定根拠となる資料（1部）。ただし、上記決算報告書をもって一般管理費率が算定できる場合は、提出不要です。

④ 事務書類

- (ア) メディア①（CD-R 1枚）

提案書の内容が全て入力されたもの。（ソフトは、ワード、一太郎又はエクセル）

- (イ) メディア②（CD-R 1枚）

29ページ又は38ページの「提案データ入力票」及び30ページ又は39ページの「e-Radデータ入力票」（エクセルファイル）に必要事項を入力したもの。

(ア) のものとは別のCD-Rを用いてください。

- (ウ) 提案書類チェックシート（31、40ページ参照）

- (エ) 提案書受付通知用はがき（32、41ページ参照）

※「当初予算事業」に応募している者が、その応募している事業について「補正予算事業」にも応募する場合は、上記の記載に関わらず、33ページの「提案書」（正1部、写し1部）及び「事務書類」（各1枚）のみを提出してください。その他の書類については、「当初予算事業」の提出資料をもって提出されたものとみなします。

#### (4) 受付期間、提出先（問い合わせ先）等

【受付期間】平成 21 年 6 月 1 日(月)～平成 21 年 6 月 30 日(火)  
10:00～12:00、13:30～17:00／月曜～金曜

提出は、裏表紙の担当経済産業局等に必着となります。担当経済産業局等とは、共同体の主たる研究実施場所を担当する経済産業局等となります。

※ 提出は、郵送等（締切日必着）又は持参とし、FAX 及び電子メールによる提出は受け付けられません。

※ 提出にあたっては、6 ページに記載しているとおり、事前に e-Rad への登録が必要となります。

※ 法認定申請（変更認定申請を含む。以下同じ。）は随時受け付けしており、補正予算事業に応募するための法認定申請の締め切り日は、平成 21 年 6 月 30 日（火）（補正予算事業の受付の締め切り日と同じ）とします。

なお、審査の結果、法認定申請が認定されなかった場合は、補正予算事業の応募に対する採択は行われません。法認定申請を行う場合は、できるだけ早めに担当経済産業局等にご相談ください。

### 4. 提案された研究開発の採択

#### (1) 採択方法

研究開発計画の採択は、担当経済産業局等において指名する外部の有識者等により構成される採択審査委員会において、総合的な審査を行い、その結果を踏まえて行います。

また、補正予算事業については、以下の点にご留意ください。

- ① 同一企業が類似内容で本制度以外の国の委託事業や補助事業等と併願している場合等には、不合理な重複及び過度な集中を排除するため、重複して採択しないこととされています。（49ページ【参考4】競争的資金の適正な執行に関する指針を準用）
- ② 採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。

#### (2) 審査基準

採択審査委員会は、「2. 応募資格」を満たしている提案された研究開発の採択は、以下の項目を基に評価し、総合的な審査を行います。

##### I. 技術面からの審査

##### II. 事業化面からの審査

##### III. 政策面からの審査

その詳細は以下のとおりです。

#### I. 技術面からの審査項目

我が国製造業の国際競争力強化につながる研究開発であること、研究開発目的が明確で研究開発を適切に実施可能な研究開発体制を有していること等について審査します。

具体的な評価項目は以下のとおりです。

##### ①技術の新規性、独創性及び革新性

研究開発対象の技術が、新規性、独創性又は革新性を有すること。

##### ②研究開発目標値の妥当性

研究開発目標値（数値等）が適切な目標（川下製造業者の抱える課題及び要請を踏まえた目標）であること。

##### ③目標達成のための課題と解決方法及びその具体的実施内容

目標達成のための課題が明確で、その解決方法が適切であること。また、課題を解決するための研究開発の期間と進め方が適切であること。

具体的な実施内容については、人材面、設備面、資金面などからも評価するものとする。

#### ④技術の波及的効果

研究開発成果としての技術が、他の技術や産業へ波及的に影響を及ぼし、新たな技術のシーズとなりうること。

### II. 事業化面からの審査項目

研究開発成果が実用化された場合どの程度の波及効果が期待できるか（共同体の事業化能力を含む）、またコスト面において市場導入の可能性があるか等について審査します。

具体的評価項目は以下のとおりです。

#### ①目標を達成するための経営的基礎力

事業化を達成するための、資金、人材、技術等の経営資源が十分に備わっていること。

#### ②事業化計画の妥当性

研究開発の成果の事業化計画が具体的であり、かつ、その内容が妥当であること。

#### ③事業化による経済波及効果

研究開発による成果が、他産業等に経済波及効果を及ぼすこと。

### III. 政策面からの審査項目

提案された研究開発が、各政策に沿った計画であるかどうかについて審査します。

具体的評価項目は以下のとおりです。

#### ①産業政策との整合性

提案された研究開発が、ごく限られた企業等にのみ効果をもたらせるものではなく、当該産業界における課題等を的確に把握し、新たな解決策となるなど、我が国製造業の発展に資する計画であること。

#### ②中小企業政策との整合性

提案された研究開発が、当該事業に参加している中小企業者自らが努力し、成長・発展していくような計画であること。

### (3) ヒアリングの実施

公募締め切り後、研究開発計画選定に係る審査において、必要に応じヒアリングを実施いたします。また、その際資料の提出を求めることがあります。  
スケジュール等については別途連絡します。

### (4) 審査結果の通知

採択審査委員会は非公開で行われ、採択案件（委託契約先候補案件）の決定後、提案者全員に対して、速やかに採択・不採択の結果を担当経済産業局等から事業管理者に通知します。この結果に関する問い合わせには応じられません。

採択決定通知書の送付後に委託契約予定者に対して、委託契約業務処理説明会を開催し、契約の意思確認を行います。

採択案件については、次の内容をホームページ等で公表することがあり、当該部分の公表について提案者の了解を得たものとして扱わせていただきますので、提案にあたっては十分に注意して記載してください。

○計画名 <様式1 2. >

- 特定研究開発等の要約 <様式1\_3.>
- 特定ものづくり基盤技術の種類 <様式1\_4.>
- 事業管理者（所在市区町村名含む） <様式1\_5.>
- 法認定事業者（所在市区町村名含む） <様式3-1\_2. のうち該当部分>

## 5. 契約

### (1) 委託契約の締結

採択決定後、契約条件の協議が整い次第、速やかに契約を締結する予定です。なお、実際の契約の際の契約金額は、必ずしも提案金額とは一致するものではありません。

※原則として、平成22年4月9日までに実績報告書の提出を受け、委託金額の確定後の精算払いとなります（それまでの間は事業管理者の立替払いとなります。）。

### (2) 委託費の内容

対象とする経費は、研究の遂行に直接必要な経費及び研究成果のとりまとめに必要な経費とします。具体的には、①以下のとおりです。

※委託対象経費の計上にあたっては、その必要性及び金額の妥当性を明確にできるようしてください。また、委託項目の本質的な部分（研究開発要素がある業務）を外注することはできませんので、充分検討してください。

※委託対象経費の計上にあたって不明な点については、担当経済産業局等にお問い合わせください。

#### ① 機器設備費

機器設備費は、原則事業管理者の経費として一括計上するため、再委託先には計上できません。

また、機器設備費を計上するに当たっては、中小企業者が行う研究開発項目に使用される機器設備費が全機器設備費の2／3以上でなければなりません。

ただし、設置場所については、中小企業者以外の場所に設置しても構いません。

##### (ア) 機械装置費

委託業務の遂行に必要な機械装置、その他備品の製作、購入に要した経費。

※共同体の構成員及び実質支配下にある会社から調達する場合、利潤を含めることはできません。

##### (イ) 土木・建設工事費

機械装置等の製作・設置に必要な土木工事及びこれらに付帯する電気工事等を行うのに要した労務費、材料費、旅費・交通費、消耗品費、光熱水料及び他の経費。

※機械装置と一体で捉えられるものであって、当該処理がなければ機械装置の動作に著しく弊害が出るもので、定着性を有しない等軽微なものに限ります。設置場所の整備工事や基礎工事を伴う管理棟等は含みません。

##### (ウ) 保守・改造修理費

- ・機械装置等の保守（機能の維持管理等）を必要とした場合における労務費、旅費・交通費、滞在費、消耗品費及びその他の必要な経費。

- ・機械装置等の改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合）、修繕（主として現状に回復する場合）を必要とした場合における労務費、旅費・交通費、滞在費、消耗品費及びその他の必要な経費。

##### (エ) 外注費

委託業務に必要な機器設備等の加工等の外注に係る経費

#### ② 労務費

労務費単価は、原則、健康保険等級（51 ページ【参考 7】戦略的基盤技術高度化支援事業における労務費の計算に係る実施細則）に基づいて算定することとします。

(ア) 研究員費

委託業務に直接従事した研究者等の労務費。（原則として本給、賞与、諸手当を含む。）

なお、私立大学を除く試験研究機関等の職員においては計上できません。

(イ) 管理員費

委託業務に直接従事した事業管理者の職員の労務費であって、上記(ア)以外のもの。

なお、私立大学を除く試験研究機関等が事業管理者となる場合、その職員においては計上できません。

(ウ) 補助員雇上費

委託業務に直接従事したパート等の補助員労務費であって、上記(ア)、(イ)以外のもの。

③ 事業費

(ア) 消耗品費

委託事業に直接要した資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要した経費。

(イ) 旅費・交通費

委託業務を遂行するために特に必要とした旅費、滞在費及び交通費であって、当該事業管理者の旅費規程等により算定された経費。

(ウ) 委員会費

委託業務の遂行に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要した委員等謝金、委員等旅費、会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費。

(エ) 報告書作成費

成果報告書の印刷・製本（電子ファイル作成）に要した経費。

(オ) 外注費

委託業務の遂行に必要な分析等の外注に係る経費

(カ) 特許関連経費

研究開発と密接に関連し、研究開発成果の事業化に当たり必要となる特許権の取得に要する弁理士の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料など特許取得に関連する経費。

ただし、以下の点に注意してください。

(i) 今回の研究開発の成果に係る特許発明ではないもの等は、対象になりません。

(ii) 特許権の取得に要する経費のうち、以下の経費については対象なりません。

・日本の特許庁に納付される特許出願手数料、審査請求料及び特許料

・拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費

(iii)他の制度により特許権の取得について支援を受けている場合は、本費目の計上はできません。

(キ) その他特別費

以上の各経費のほか、委託事業の実施に当たって特に直接必要と認められる経費。

（例：機械装置等のレンタル・リース代等）

ただし、計上するに当たっては、担当経済産業局等へ協議してください。

④ 一般管理費

原則として、上記①から③に係る区分経費の合計額から外注費を除いた額（以下「直接経費」という。）に、当該法人等の直近決算における一般管理費率（直接経費の 10%を上限とする。）を乗じて算出するものとします。

##### ⑤ 再委託費

再委託費は、委託業務の一部について事業管理者以外の者に再委託するのに要した経費とし、当該経費の算定に当たっては、②から④に定める項目に準じて行います。

再委託契約上は、後述の消費税及び地方消費税を含めた契約金額となります。委託契約においては、消費税及び地方消費税を除いた経費について計上します。

※ただし、次の経費については、原則として再委託費として計上を認めません。

②労務費のうち（イ）管理員費、③事業費のうち（ウ）委員会費、（エ）報告書作成費、（カ）特許関連経費

##### ⑥ 消費税及び地方消費税

上記①から⑤の項目は、消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を計上します。

なお、免税業者の場合は、仕入課税額を消費税及び地方消費税欄に計上します。

#### (3) 委託金の支払

委託金の支払については、原則、平成22年4月9日までに実績報告書の提出を受け、委託金額の確定後の精算払いとなります。（それまでの間は事業管理者の立て替え払いとなります。）

#### (4) 研究成果報告書

委託研究の実施期間の終了日までに研究成果報告書を国に提出していただきます。

### 6. 応募に際しての注意事項

#### (1) 応募に関するここと

① 平成18年度、平成19年度及び平成20年度に一度委託契約された計画は、補正予算事業への再応募はできません。

② 「一般枠」と「川下分野横断枠」の併願はできません。

③ 法認定計画の一部を基本とした研究開発を実施する場合、「【様式2-2】研究開発内容等説明書」の「①研究開発の背景及び当該分野における研究開発動向」及び「④期待される効果」については、法認定計画全体に関して記載することとし、「②研究開発の高度化目標及び技術的目標値」及び「③研究開発の具体的内容」については、概ね1年内に実施する部分を提案書に記載することとします。

また、「【様式2-5】研究開発成果の事業化（実用化）計画説明書」については、法認定計画全体に関して記載することとします。

ただし、「【様式2-2】研究開発内容等説明書」及び「【様式2-5】研究開発成果の事業化（実用化）計画説明書」において、法認定計画全体に関して記載することが困難な場合は、概ね1年内に実施する部分を提案書に記載することも可能とします。

#### (2) 研究開発成果に関するここと

##### ① 研究成果の帰属

委託研究を実施することにより特許権等の知的財産が発生した場合、その知的財産権（成果報告書等納入物の著作権を含む。）の帰属先は、以下の3条件を遵守していただくことを条件に、原則として実施者（共同体の構成員）となります。

（ア）知的財産権に関して出願・申請の手続きを行った場合、遅滞なく国に報告すること。

（イ）国が公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合、国に対し、当該知的所有権を無償で利用する権利を許諾すること。

（ウ）相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、国が特に必要があると

して要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと。

なお、共同体内の知的財産の帰属先について、共同体内の再委託契約において定めておく必要があります。詳細については、担当経済産業局等にお問い合わせください。

② 研究成果の活用

本事業の目的にかんがみ、当該研究成果については、日本国内での活用を優先してください。

③ 研究成果の公開

国は、研究成果報告書をホームページその他の方で公表し、積極的な普及活動に努めますので、協力してください。また、フォローアップ調査の報告内容（企業の秘匿情報に係るものは除く）についても、ホームページその他の方で公表する予定です。

④ 成果普及への協力

国が開催する成果発表会等へ積極的に参加・協力していただきます。

(3) 委託費により取得した機械装置等に関するこ

① 所有権

事業管理者が委託契約に基づき取得した機械装置等については、実施上、事業管理者が購入する態様としていますが、国の負担により購入されるものであり、当該機械装置等の購入に係る委託事業の終了後には、国の所有するものとなります。

② 管理主体

機械装置等の管理は、原則として事業管理者があたり、購入、維持等の管理行為を行うものとします。ただし、特に必要な場合には、国の了解のもとに、研究実施者が管理の一部を行うことができます。

③ 研究開発終了後の機械装置等の処分について

研究開発終了後の国所有の機器・設備の取扱については、適切な価格で原則買い取りをしていただきます。

## 7. 最終評価・補完研究・フォローアップ調査

(1) 最終評価

研究開発終了時には、特定研究開発等計画の目標の達成度、事業化の進捗度等に対し、外部評価委員等が評価・アドバイスを行うことにより、本研究開発で得られた成果の事業化に資することを目的として、担当経済産業局等の最終評価委員会で最終評価を行うこととします。（法認定計画の一部を基本とした研究開発を実施する場合の評価方法については、別途定めることができます。）

(2) 補完研究

事業管理者及び共同体の構成員は、研究開発期間終了時点で、事業化に至らなかった場合、引き続き事業化に向けて補完研究を継続して実施していただきます。その進捗については、次項に掲げるフォローアップ調査により、担当経済産業局等が把握します。

(3) フォローアップ調査（追跡調査）

フォローアップ調査として、研究開発終了後5年間（知的所有権に係る調査に関しては、10年間）は、その後の事業化の進捗状況や技術開発成果の波及効果、特許等の出願・実施許諾等の状況などについて所定の様式（契約締結時にお渡しします。）により、報告することが必要となります。

また、必要に応じて国が行う補正予算事業に関する調査については、最大限の協力を行っていただきますので、予めご了承ください。



## 【提案様式】

戦略的基盤技術高度化支援事業における提案様式は、以下のとおりとなります。

様式 1 ①戦略的基盤技術高度化支援事業 提案書

様式 2 ①研究開発計画概要

- ②研究開発内容等説明書
- ③研究開発スケジュール
- ④研究資金内訳表
- ⑤研究開発成果の事業化（実用化）計画説明書

様式 3 ①研究実施共同体概要

- ②研究従事者一覧
- ③総括研究代表者、副総括研究代表者略歴書
- ④事業管理者の概要
- ⑤参加企業の概要

※ 経済産業省その他の省庁等による研究開発制度・事業において、本提案内容と類似した研究開発内容を実施済み又は実施中若しくは申請中及び申請予定の場合は、別紙1「類似計画等状況説明書」を提出してください。

※ 「当初予算事業」に応募している者が、その応募している事業について「補正予算事業」にも応募する場合における提案様式については、33 ページをご参照ください。



【様式 1】

年度受付番号

## 戦略的基盤技術高度化支援事業 提案書 (平成 21 年度補正予算事業)

平成〇年〇月〇日

〇〇経済産業局長殿  
(沖縄県の場合は、内閣府沖縄総合事務局長殿)

戦略的基盤技術高度化支援事業について、公募要領の記載事項をすべて了承しましたので、以下のとおり提案いたします。

1. 研究開発費の規模（該当する方に「〇」を記載してください。）

【一般枠】	【川下分野横断枠】
-------	-----------

2. 計画名、認定番号

「法認定を受けた特定研究開発等計画の計画名」及び「認定番号」を記載してください。

認定申請中の場合は、「認定番号」の代わりに「認定申請中」と記載してください。

なお、変更の認定を受けている場合は、変更後の「認定番号」を記載してください。

3. 研究開発の対象範囲（該当する方に「〇」を記載してください。）

法認定計画の全体	法認定計画の一部
----------	----------

※法認定計画の一部を基本とした研究開発の場合は特定研究開発等計画に係る認定申請書の別表 3においてその対象部分を赤色で囲む等明示してください。

4. 特定研究開発等の要約(全角 200 文字以内) ※詳細は、様式 2-2 に記載。

- ・川下製造業者の抱える課題及び要請（ニーズ）、ニーズを踏まえた高度化目標、高度化目標を達成するための研究開発方法等を要約してください。記述は 1 行 40 文字 5 行以内にしてください。
- ・数字、カタカナ等は半角を使用して結構です。（半角 2 文字で全角 1 文字とします）
- ・本欄は採択となった場合、公開することとなります。

5. 特定ものづくり基盤技術の種類

主たる技術（1つ）：

従たる技術（該当するもの全て）：

6. 事業管理者 ※詳細は、様式 3-4 に記載。

住所：		
名称：		
代表者役職・氏名：		印
Tel:	Fax:	
E-mail:		
連絡担当者所属役職・氏名：		
Tel:	Fax:	
E-mail:		

7. 総括研究代表者

※詳細は、様式 3-3 に記載。

8. 副総括研究代表者

※詳細は、様式 3-3 に記載。

(フリガナ) :	(フリガナ) :
氏名：	氏名：
所属組織名：	所属組織名：
所属役職：	所属役職：
Tel :	Fax :
E-mail :	E-mail :

## 【様式 2—1】

# 研究開発計画概要

特定研究開発等の目的・目標・方法・内容等を分かりやすくビジュアルに表現したプレゼンテーション資料を作成してください(A4 で 1~4 枚)。

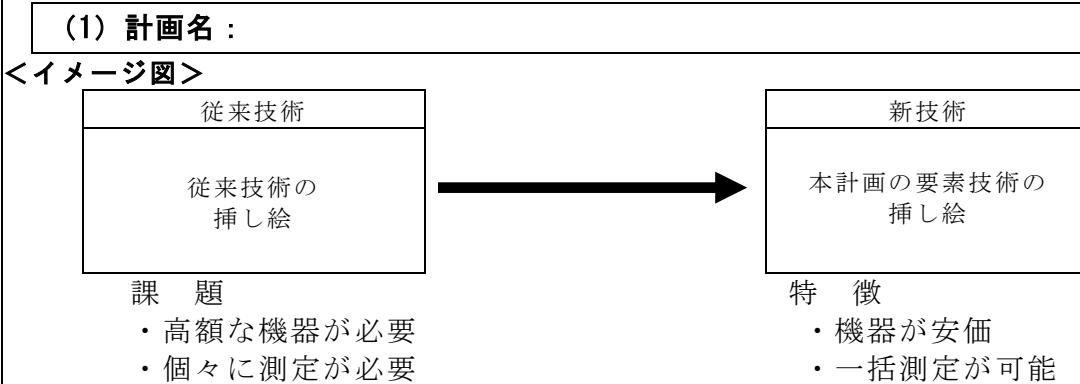
1 枚目は、従来技術と新技術の違いが明確にわかる研究開発全体のイメージ図を記載してください。また、次の(1)~(5)の内容を必ず記載してください。

- (1) 計画名
- (2) 研究開発期間
- (3) 川下分野横断要件の確認表(川下分野横断枠での応募の場合のみ作成)
- (4) 提案経費総額及びその内訳
- (5) 中小企業要件の算出表
- (6) 1/2 要件の算出表(事業管理者が公益法人の場合のみ作成)

※(3)~(6)について税抜価格で算出してください。

具体的には、以下の作成例を参照してください。

(例)



## (2) 研究開発期間

認定計画における研究期間 ○○年○○月○○日 ~ ○○年○○月○○日

(うち補正予算事業対象研究期間○○年○○月○○日 ~ ○○年○○月○○日)

※ここに記載された期間のうち、契約日より前の対象期間に要した経費は、委託契約の対象とならないので注意してください。(経費計上が可能となるのは、契約日以降に発生した経費です。対象期間の遡りはできません。)

## (3) 川下分野横断要件の確認表(川下分野横断枠での応募の場合のみ作成)

川下分野 1	(1) 自動車に関する事項
高度化目標 1	ウ. 金型の仕上げ工程の削減
川下分野 2	(2) 情報家電に関する事項
高度化目標 2	シ. 高度な計測技術の確立

※「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に示されている複数の「川下分野」及び「高度化目標」を記載してください。

又は、

川下製造業者 1	(株) ○○自動車
川下製造業者 2	(株) □□電気

次ページに続く

【様式 2—1（続き）】

**(4) 提案経費総額（税抜価格）**

(単位：千円) ※千円未満は切り捨て

	21年度
① :補正予算事業における提案経費総額(税抜価格)	**, ***
② :①のうち中小企業者が受け取る再委託額(税抜価格)	**, ***
③ :①のうち中小企業者「以外」が受け取る再委託額(税抜価格)	**, ***
④ :機器設備費総額(税抜価格)	**, ***
⑤ :④のうち中小企業者が使用する機器設備の経費総額(税抜価格)	**, ***
⑥ :⑤÷④×100(小数第2位四捨五入) (%)	**. *

**(5) 中小企業要件の算出**

(事業管理者が中小企業者の場合)

A	円	B	円	C	%	≤1／3
---	---	---	---	---	---	------

A: ①

B: ③+(④-⑤)

C:B÷A×100(小数第2位四捨五入) ※①③④⑤は「(4)提案経費総額」を参照

(事業管理者が中小企業者「以外」の場合)

A	円	B	円	C	%	≥2／3
---	---	---	---	---	---	------

A: ①

B: ②+⑤

C:B÷A×100(小数第2位四捨五入) ※①②⑤は「(4)提案経費総額」を参照

**(6) 1／2 要件の算出（事業管理者が公益法人の場合にのみ作成）**

(単位：円、税抜価格表示)

	21年度
① :21年度「経費」総額	**, ***
② :21年度「再委託費」総額	**, ***
うちA社への再委託費	**, ***
うちB社への再委託費	**, ***
③ :②÷①×100 (%) (小数第2位四捨五入)	**. *

【様式 2-2】

## 研究開発内容等説明書

計画名 :	
①研究開発の背景及び当該分野における研究開発動向	<p>「高度化指針」において定める川下製造業者等の抱える課題及びニーズを掲げたのち、研究開発の背景やこれまでの取り組みについて概要を記述して下さい。</p> <p>当該分野の研究開発動向について、社会的・経済的・技術的背景を踏まえ、応募テーマに関連・類似する最新の技術水準や今後のトレンド、国内外の研究開発動向をもとに、応募テーマとの関係相違点を含め明瞭に記述して下さい。</p> <p>研究開発に参画する者が特許権者又は実施権者となっており、本計画に使用する特許について、「特許登録番号」と「名称」を示し、国内外他社における類似特許との関係、抵触等の可能性などについても記述してください。</p> <p><b>☆法認定計画の一部を基本とした研究開発の場合であっても、法認定計画全体を基本とした研究開発について記述してください。</b></p>
②研究開発の高度化目標及び技術的目標値	<p>「高度化指針」において定める高度化目標を掲げたのち、上記①の背景等を踏まえた研究開発の高度化目標について概要を記述してください。</p> <p>その後に、研究開発の実施段階、個別研究開発の性質等に応じた研究開発に関する研究開発項目（サブテーマ）を設定し、当該研究開発項目の区分ごとに1、2、1-1、1-2、1-1-1、1-1-2というように、番号を付して記述し、サブテーマごとに技術的目標値の客観的な指標を記述してください。</p> <p>なお、技術的目標値は、可能な限り定量化した指標を設定することが望ましいですが、定性的な指標でも差し支えありません。</p> <p><b>☆法認定計画の一部を基本とした研究開発の場合は補正予算事業の委託契約期間中に達成すべき目標について概要を記述してください。</b></p>
③研究開発の具体的な内容	<p>上記②に掲げる高度化目標を達成するために、研究開発をどのような方法で行うのかについて、②の研究開発項目（サブテーマ）ごとに、目標を達成するための研究開発手段、手法、実施体制を具体的かつ明瞭に記述してください。</p> <p><b>☆法認定計画の一部を基本とした研究開発の場合は補正予算事業の委託契約期間中に行う内容等について記述してください。</b></p>
④期待される効果	<p>研究開発の成果が、他の技術や産業へ波及的に影響を及ぼし、新たな技術のシーズとなる等、研究開発した技術が普及した場合の効果について簡潔に記述してください。</p> <p><b>☆法認定計画の一部を基本とした研究開発の場合であっても、原則として法認定計画全体を基本とした研究開発の成果が普及した場合の効果を記述してください。ただし、それが困難な場合は、法認定計画の一部を基本とした研究開発の成果が普及した場合の効果を記述することも可とします。</b></p>
⑤専門用語等の解説	<p>今回の提案に際して使用した専門用語・略語等について、それぞれ簡潔に(1件最大300文字程度まで)解説してください。</p>

\* 様式 2-2 全体で 7 枚以内としてください。

【様式 2-3】

## 研究開発スケジュール

計画名

(21年度)

【番号】研究開発項目（サブテーマ）		当該研究開発項目に係る研究開発等により達成しようとする年度目標		
【番号】実施内容  (使用する機器設備)  ※レンタル・リースを含む		実施時期 (実施の始期と終期を矢印で記載)		
		21年度		
		2 ／ 4	3 ／ 4	4 ／ 4

## 【様式2-4】

平成21年度研究資金内訳表

計画名				支援事業対象年度				
項目	事業管理者		研究実施者(再委託先)					
	(機関名) ○○○		合計	(機関名) △△△	(機関名) ▽▽▽	(機関名) □□□	(機関名) ◇◇◇	(機関名) ☆☆☆
	合計	管理業務						
一般管理費率(%)								
① 機器設備費	0	0						
ア. 機械装置費	0							
イ. 土木・建築工事費	0							
ウ. 保守・改造修理費	0							
エ. 外注費	0							
② 労務費	0	0	0	0	0	0	0	0
ア. 研究員費	0			0				
イ. 管理員費	0				0			
ウ. 補助員雇上費	0							
③ 事業費	0	0	0	0	0	0	0	0
ア. 消耗品費	0			0				
イ. 旅費・交通費	0			0				
ウ. 委員会費	0				0			
エ. 報告書作成費	0				0			
オ. 外注費	0					0		
カ. 特許関連経費	0					0		
キ. その他特別費	0				0			
小計 ((①+②)+③)	0			0	0	0	0	0
うち、一般管理費対象外経費				0				
④ 一般管理費	0			0	0	0	0	0
⑤ 再委託費	0							
年 度 総 経 費	0			0	0	0	0	0
⑥ 消費税及び地方消費税(円)	0							
年 度 合 計	0							

※  欄は記載しないでください。

※「①ア機械装置費」は、購入する機械装置ごとに行を追加して、それぞれ具体的な名称を記載し、名称の横に当該機械装置を使用するサブテーマ(様式2-3に記載)の番号を記載してください。

※「⑤再委託費」は、「研究実施者(再委託先)」の「年度総経費」の合計と一致する必要があります。

【様式 2-5】

## 研究開発成果の事業化（実用化）計画説明書

計画名 :	
①事業化（実用化）目標	本研究開発による成果を事業化（実用化）するにあたっての目標について簡潔に記述してください。 目標は、可能な限り定量化した指標を設定することが望ましいですが、定性的な指標でも差し支えありません。
②事業化（実用化）の実施体制	上記①の事業化（実用化）目標を達成するための共同体内の実施体制（役割分担）について記述してください。 事業化（実用化）の一部又は全部を共同体で行わない場合は、他との協力関係を記述して下さい。
③事業化（実用化）計画	上記①の事業化（実用化）目標を達成するために、どういった市場（対象）にどのように事業化（実用化）をしていくのか、その手段、手法等を事業化（実用化）の内容ごとに区分し、具体的に記述してください。
④事業化（実用化）による経済波及効果	研究開発成果を事業化（実用化）した場合に、他産業等にどのような経済波及効果を及ぼすかについて簡潔に記述してください。 また、将来的な波及効果として、事業化（実用化）後の新規雇用者数の見通しや削減されるコスト等について記述してください。
⑤事業化（実用化）のイメージ図	事業化（実用化）計画の具体的なイメージをA4版1枚以内で図示、説明してください。 製品化する場合は、製造・販売ルートを、仕入先、外注先、販売先、最終ユーザーの関連を踏まえて作成して下さい。 製品化以外の場合は、研究開発成果を実用化するまでの流れについて作成してください。

**\*法認定計画の一部を基本とした研究開発の場合であっても、原則として法認定計画全体を基本とした研究開発の事業化（実用化）についての計画を記述してください。ただし、それが困難な場合は、法認定計画の一部を基本とした研究開発の事業化（実用化）についての計画を記述してください。**

\* 様式 2-5 全体で4枚以内としてください。

【様式 3-1】

## 研究実施共同体概要

### 1. 特定研究開発等の拠点となる施設（主たる研究開発等の実施場所）

施設名称：

住所：

（事業管理者の住所と異なる理由：）

### 2. 研究実施者（詳細は様式 3-2 に記載。）

**※すべての研究実施者を記載してください。**

**（事業管理者が研究実施者の場合は、事業管理者も記載してください。）**

研究実施者 (機関名)	代表者 役職氏名	連絡先	中小企業者 チェック	備 考
再委託契約を締結している単位で記載してください。	研究実施機関の代表者の役職と氏名を記載してください。	①所在地 郵便番号、都道府県名から記載してください。 ②連絡先担当者氏名 ③電話番号 ④FAX番号 ⑤E-mail アドレス  ※会社の本社所在地と研究開発実施場所が異なる時は、双方を併記し、研究開発場所に <u>下線</u> を引いてください。		

※ 研究実施者の定義は、5 ページを参照してください。

※ 中小企業者のチェック欄には、みなしだ企業に該当しない中小企業者に「○」を記載し、法第4条第1項に基づき認定を受けた中小企業者に「◎」を記載してください。（みなしだ企業に該当しない認定事業者には「○」と「◎」を併記してください。）

※ 備考欄には、認定を受けた計画から変更（入れ替え、追加）があった場合に、その内容を記述してください。

### 3. アドバイザー（任意）

機関名又は氏名	所在地又は住所	①代表者役職・氏名 ②連絡先担当者 ③電話番号
記載数に制限はありません。 (記載がなくても構いません。)	郵便番号、都道府県名から記載してください。	

※アドバイザーの定義は、6 ページを参照してください。

【様式 3-2】

## 研究従事者一覧

計画名 :				
研究実施者の名称（機関名） :				
研究員等氏名	役 職	研究分担 【サブテーマ番号】	研究に関する経歴	エフォート （%）
代表 主任研究員 副主任研究員 研究員				

注 1) 総括研究代表者(PL)の氏名の前に「◎」を記載してください。

注 2) 副総括研究代表者(SL)の氏名の前に「○」を記載してください。

注 3) エフォート欄には、各研究者の年間の全仕事時間を 100%とした場合に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%)を整数で記載してください。

## 【様式 3-3】

- 総括研究代表者（P L）略歴書  
 副総括研究代表者（S L）略歴書

※□にチェックを入れ、総括研究代表者、副総括研究代表者それぞれについて1枚ずつ作成してください。下記以外の研究経験がある場合は、その経歴書も添付してください。

氏名		生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)
①所属・役職名			
②学位 〔授与機関〕 〔 学位 〕 (博士・修士・学士・なし) ←○印を付す。 〔 取得年 〕 〔 専攻 〕			
③研究経歴 (5件以内) 企業経験を有する場合、経験年数が分かるように記述してください。			
④官公庁研究経歴 (5件以内) (記載例)			
計画名	実施年度	研究開発事業名 (実施省庁等名)	P L 等経験
①＊＊＊＊の研究	H15 年度	○○○○支援事業 (□□□□省)	○
②△△△△の研究開発	H16 年度	○○○○支援事業 (□□県)	
③△△△			
④△△△			
⑤△△△			
⑤当該研究開発に関する主要論文、研究発表等 (5件以内)			
⑥現在までに本人が発明者となっている特許リスト (5件以内) (記載例)			
特許登録番号	名称		本計画関連*
①＊＊＊	＊＊＊装置		
②・・・	・・・・の方法		○
③・			
④・			
⑤・			

※本計画に使用する場合は○を記載

【様式 3-4】

## 事業管理者の概要

名称				設立年月日 (経過年数)	※登記上のものを記載 (　年)
所在地				資本金又は 基本財産	
役員数	人	従業員数	人	所管官庁 等の名称	

①事業概要

②過去 3 年間の官公庁の共同研究、調査研究リスト（各々 5 件まで）

1) 共同研究

記 載 例

共同研究名称	委託元	期間
①・・・・の研究開発	・・・庁	H19～H20
②＊＊＊＊の研究	＊＊＊県	H19
・		
⑤・		

2) 調査研究（研究開発に関連する調査研究のみ）

記 載 例

調査研究名称	委託元	期間
①・・・・の調査	・・・工業研究所	H20
②＊＊＊＊の調査事業	＊＊＊市	H18
・		
⑤・		

③内部組織

1) 共同体担当部署名

うち本共同体担当人員 名

④研究開発計画の管理体制

〔研究管理者氏名〕

実際に担当する方を記載してください。

〔研究管理者経歴〕

官公庁の共同研究管理の経験等、実務能力が判断できるような事例に留意して記述してください。

〔経理担当者氏名〕

実際に担当する方を記載してください。

〔経理担当者経歴〕

経理実務能力が判断できるように記述してください。

⑤ 財務状況（直近 2 期分の実績を記載）

(単位：百万円)

	/	/
売上高 (当期収入合計額)		
経常利益 (当期収入合計額－当期支出合計額)		
当期利益		
減価償却費		
繰越利益 (次期繰越し収支差額)		
研究開発費		

※財団法人等、損益科目が上記科目に該当しない法人は、( ) 内の数字を記載してください。

財務状況及び提案計画の遂行に必要な財源等に関する説明

本計画の遂行に必要な財源確保等が可能な根拠等に関して、財務状況等の説明を交えて記述してください。

※事業管理者が企業の場合は、【様式 3-5】についても作成してください。

## 【様式 3-5】

## 参加企業の概要（参加企業 1 社ずつ作成）

企 業 名		連絡先	Tel : Fax :	
本社所在地	〒	代 表 者 役職・氏名		
主な事業所 とその所在 都道府県名称	○○支社 (○○県) □○工場 (○○県) ▼▽研究所(○○府)	主な出資者 (出資比率)	【 】 【◎】 【 】 【 】	○○○県 (60%) (株) ▽□○ (30%) (株) □○○ (10%) ※出資比率順に上位 4 者 (5 番目以降の出資者は“ほか○社”と) を記載してください。いわゆる 3 セク (自治体からの出資等がある) の場合は比率順に関係なく全ての自治体について記載。
資 本 金	百万円	※出資比率の高いものから記載 ※大企業は【 】に◎を記載		
従業員数 (うち研究員数)	人 ( 人 )			
設立年月日	年 月 日	主な事業 の業種名	※中小企業基本法に基づく、製造業 その他／卸売業／小売業／サービス業の別	
過去 3 年官公庁 共同研究経験	件	主な製品・ サービス等		
参加団体	* * * 学会 …協会 など (主要 5ヶ所以内を記載)			
過去 3 年間 参加研究会	* * * 研究会 …プロジェクト など (主要 5 件以内を記載)			

## 財務状況（直近 2 期分の実績を記載）

(単位：百万円)

	/	/
売上高 (当期収入合計額)		
経常利益 (当期収入合計額 - 当期支出合計額)		
当期利益		
減価償却費		
繰越利益 (次期繰越し収支差額)		
研究開発費		

※財団法人等、損益科目が上記科目に該当しない法人は、( ) 内の数字を記載してください。

※大学・公設試においては、作成不要です。

財務状況説明について、事業管理者となる企業は、財務状況の記載省略可。その際は「事業管理者概要を参照」と記載してください。ベンチャー企業など 2 期分の決算が存在しない場合は、存在する年度について記載してください。

【別紙1】

## 類似計画等状況説明書

事業名称	例:○○事業
事業主体 (関係省庁等)	例:○○経済産業局(経済産業省)
テーマ名	
総括研究 代表者	
研究開発等 実施者	※コンソーシアムメンバーを記載
提案額	千円
研究期間	例:平成○○～○○年度
研究開発内容	
その他	<p>※本様式は、該当案件がある場合のみ作成してください。</p> <p>※補正予算事業を含め、経済産業省その他の省庁等(各々に関連した特殊法人等の外郭機関を含む)による研究開発制度・事業において、<u>実施済み又は実施中若しくは申請中及び申請予定</u>とされているもののうち、本提案内容と類似した研究開発内容(同一研究実施者の関与又は同一の技術シーズを用いるなど)と思われるもの又はその恐れがあるものについては、当該案件ごとに双方の研究内容等につき、それぞれの相違点について本様式により簡潔に説明してください。</p>

## 平成21年度 提案データ入力票

**【入力上の注意】**

- ※1 「入力項目」のセル（欄）にデータを入力してください。
- ※2 文字・数字の入力の前に「」（シングルコーテーション）」は付けないでください。
- ※3 数式は使用しないでください。
- ※4 カタカナはすべて全角、英数は半角大文字で入力してください。
- ※5 「列の挿入、削除」や「行・列の非表示」はしないでください。

入力項目	項目名	提案書の対応名称	入力注意点
(入力不要)	受付番号	様式1 年度受付番号（局記入）	半角数字にて入力
(入力不要)	局名		提案書の提出先である担当経済産業局等の地域名を入力 (例：関東)
	テーマ名	様式1 2.計画名及び認定番号	全角にて入力。
	認定番号		半角数字にて入力
	研究開発の要約	様式1 4.特定研究開発等の要約	全角にて入力。200文字以内
	主たる技術	様式1 5.特定ものづくり基盤技術の種類	全角にて入力。（番号不要）
	従たる技術		同上
	事業管理者 住所①（都道府県名）	様式1 6.事業管理者	全角にて入力、スペースは挿入しない。都道府県名のみ入力（略さない）
	事業管理者 住所②（都道府県名以降）		全角にて入力、スペースは挿入しない。都道府県名の次から入力（略さない）
	事業管理者 名称		全角にて入力、スペースは挿入しない。法人の区別を略さずに記入（例：株式会社、財団法人など）
	事業管理者 代表者役職		全角にて入力（役職のみ）
	事業管理者 代表者氏名		全角にて入力、名字と名前の間は全角1文字分のスペースを空ける
	事業管理者 連絡担当者所属		全角にて入力（所属のみ）
	事業管理者 連絡担当者役職		全角にて入力（役職のみ）
	事業管理者 連絡担当者氏名		全角にて入力、名字と名前の間は全角1文字分のスペースを空ける
	事業管理者 TEL		半角数字及び-（半角ハイフン）にて入力。市外局番も略さず入力（例：03-3501-8794）
	事業管理者 FAX		
	事業管理者 E-mail		半角英数文字にて入力。
	総括研究代表者（PL） 氏名	様式1 7.総括研究代表者	全角にて入力、名字と名前の間は全角1文字分のスペースを空ける
	総括研究代表者（PL） 所属組織名		全角にて入力、スペースは挿入しない。法人の区別を略さずに記入（例：株式会社、財団法人など）
	副総括研究代表者（SL） 氏名		全角にて入力、名字と名前の間は全角1文字分のスペースを空ける
	副総括研究代表者（SL） 所属組織名		全角にて入力、スペースは挿入しない。法人の区別を略さずに記入（例：株式会社、財団法人など）
	主たる研究実施場所	様式3-1 1.特定研究開発等の拠点となる施設	全角にて入力、スペースは挿入しない。法人の区別を略さずに記入（例：株式会社、財団法人など）
	主たる研究実施場所 住所①（都道府県名）		全角にて入力、スペースは挿入しない。都道府県名のみ入力（略さない）
	主たる研究実施場所 住所②（都道府県名以降）		全角にて入力、スペースは挿入しない。都道府県名の次から入力（略さない）
	研究実施者機関名1	様式3-1 2.研究実施者	
	研究実施者機関1 住所①（都道府県名）		同上
	研究実施者機関1 住所②（都道府県名以降）		
	研究実施者機関名2	同上	
	研究実施者機関2 住所①（都道府県名）		同上
	研究実施者機関2 住所②（都道府県名以降）		
	研究実施者機関名3	同上	
	研究実施者機関3 住所①（都道府県名）		同上
	研究実施者機関3 住所②（都道府県名以降）		
	研究実施者機関名4	同上	
	研究実施者機関4 住所①（都道府県名）		同上
	研究実施者機関4 住所②（都道府県名以降）		
	研究実施者機関名5	同上	
	研究実施者機関5 住所①（都道府県名）		同上
	研究実施者機関5 住所②（都道府県名以降）		
	研究開発費提案額(千円)	様式2-1 (4)提案経費総額（税抜価格）	半角数字のみ入力

※ 研究実施者機関が6以上の場合は、行を追加をしてください。

## e-Radデータ入力票

### 【入力上の注意】

本様式は、研究実施者について、事前にe-Radへの「研究機関の登録」と「研究者の登録」を行った上で入力するものとなります。  
この様式に登録するデータは、「e-Radに登録したデータ」と「戦略的基盤技術高度化支援事業の提案情報」になります。

※1 研究機関コード・研究者番号等は、e-Radの『研究者所属情報表示』画面のとおり記載してください。

※2 e-Radでは、各事業年度ごとに事業の情報を登録することになります。

※3 直接経費については、次のとおり記載してください。提案書(様式2-4)「平成21年度研究資金内訳表」の「事業管理者」の「年度合計」を記載してください。

下記の識別を確認の上、以下①と②の入力欄にデータ入力をしてください。

### 【入力欄の識別】

- ①  : e-Radに登録した企業情報
- ②  : 応募時における情報

項目名	入力欄	入力の参照	e-Rad規則
研究開発課題名		提案書(様式1)「2 計画名」を記載	全角100字以内
研究者名-フリガナ-姓		総括研究代表者(PL)のe-Rad登録情報	全角カナ20字以内
研究者名-フリガナ-名		総括研究代表者(PL)のe-Rad登録情報	全角カナ20字以内
研究者-生年月日		総括研究代表者(PL)のe-Rad登録情報	半角数字8(例 1978年5月13日 → 「19780513」)
研究者-性別コード		総括研究代表者(PL)のe-Rad登録情報	半角数字1 (男1 女2)
研究目的:		提案書(様式2-2)「②研究開発の高度化目標及び技術的目標値」を記載(全角1000字以内)	
研究概要		提案書(様式1)「4 特定研究開発等の要約」を記載(全角1000字以内)	
研究組織情報	研究代表者-研究者番号	総括研究代表者(PL)のe-Rad登録情報	半角数字8桁
	研究代表者-所属研究機関コード	総括研究代表者(PL)のe-Rad登録情報	半角数字10桁
	研究代表者-直接経費	上記※3を参照のこと	半角数字3
	研究代表者-エフォート	提案書(様式3-2)「エフォート(%)」を記載	半角数字1~100

## 提案書類チェックシート

※提出漏れがないか、また指定枚数内で記載されているかどうかチェックして同封してください。

テーマ名 :

		チェック欄	提出書類
① 提 案 書	作 成 が 必 要 な 様 式	<input type="checkbox"/>	様式1 戰略的基盤技術高度化支援事業 提案書（様式1…1枚）
		<input type="checkbox"/>	様式2 ①研究開発計画概要（様式2-1…4枚以内） ②研究開発内容等説明書（様式2-2…7枚以内） ③研究開発スケジュール（様式2-3） ④研究資金内訳表（様式2-4） ⑤究開発成果の事業化（実用化）計画説明書（様式2-5…4枚以内）
		<input type="checkbox"/>	様式3 ①研究実施共同体概要（様式3-1…1枚～2枚） ②研究従事者一覧（様式3-2…1枚～2枚） ③総括研究代表者、副総括研究代表者略歴書 (様式3-3…1枚ずつ作成、他の経歴書がある場合は、その経歴書も添付) ④事業管理者の概要（様式3-4…2枚） ⑤参加企業の概要（様式3-5…1企業ごとに1枚）
		<input type="checkbox"/>	法第4条第1項に基づき経済産業大臣（経済産業局等の長）の認定を受けたことを証明する書類（認定通知書）の写し及び認定を受けた特定研究開発等計画を記載した申請書（中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則第1条に基づく申請書類）の写し一式（各1部）。（認定申請中の場合は、認定申請書の写し一式（一部））
		<input type="checkbox"/>	認定を受けた計画を変更した場合は、法第5条第1項に基づき変更認定を受けたことを証明する書類（変更認定通知書）の写し及び変更認定を受けた特定研究開発等計画を記載した申請書（同条施行規則第2条に基づく申請書類）の写し一式（各1部）。（変更認定申請中の場合は、変更認定申請の写し一式（1部）） ※法認定計画の一部を基本とした研究開発の場合は「特定研究開発等計画を記載した申請書の写し」の別表3に補正予算事業の対象部分を赤色で囲む等明示すること。
② 様 式 2 の 補 足 資 料		<input type="checkbox"/>	提案の根拠を示す参考資料（11部） ※当該参考資料は、最小限に取りまとめてください。必須資料ではありません。
		<input type="checkbox"/>	<事業管理者> 定款又は寄附行為、出資者及び役員の一覧が記載されている書類（各1部）
		<input type="checkbox"/>	<研究実施者> 研究実施者の概要（会社案内等の研究実施者の概要を確認できる書類）（1部）
		<input type="checkbox"/>	<事業管理者・研究実施者共通> 最近2期間の決算報告書（11部） ※決算報告書がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類
		<input type="checkbox"/>	<事業管理者・研究実施者共通> 一般管理費を計上する場合は、一般管理費比率を示す根拠となる資料（1部） ※決算報告書をもって、一般管理比率を示すことができる場合は提出不要
④ 事 務 書 類		<input type="checkbox"/>	メディア①（提案書全体：ワード、一太郎又はエクセル形式で保存したもの） (CD-R…1枚)
		<input type="checkbox"/>	メディア②(29ページの「提案データ入力票」及び30ページの「e-Rad データ入力票」に入力したもの) (CD-R…1枚)
		<input type="checkbox"/>	類似計画等状況説明書（別紙…1類似計画ごとに11部） ※ 今回提案している研究開発と類似の研究開発を他制度に提案している場合に作成
		<input type="checkbox"/>	提出書類チェックシート（1枚）
		<input type="checkbox"/>	提案書受付通知用はがき（1枚）

※各様式は、枚数を厳守してください。

- ※提出部数は、①提案書：様式1～3は、正1部、写し10部  
 ②様式2の補足資料：1部（ただし、「提案の根拠を示す参考資料」は11部）  
 ③様式3の補足資料：1部（ただし、「決算報告書」は11部）  
 ④事務書類：1枚（ただし、「類似計画等状況説明書」は11部）

※事務書類のメディア①には「事業管理者名、研究開発計画名、使用ソフト名」を、メディア②には「提案データ入力表及びe-Radデータ入力票」とラベル表紙に印字又は記載してください。

（注意事項など）

※1 提出書類に不備のある場合、審査対象とならないことがありますのでご注意ください。

※2 提出書類は審査、契約、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のためにのみ利用し、提案者の秘密は保持します。

※3 提出書類の返却はいたしませんので、事業管理者は、必ず、原本の控えを保持してください。

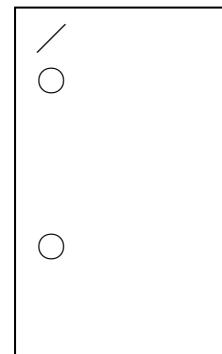
※4 提出書類は、すべてA4で下記のとおりに綴って提出してください。

①提案書の正1部、写し10部及び③様式3の補足資料＜事業管理者・研究実施者＞の最近2期間の決算報告書11部は、それぞれ1部

ごとに左上1カ所をホッチキス等でとめ、縦2穴で穴をあけて提出してください。（文字等が穴で読めないことがないようご注意ください）

その他の書類についても、すべてA4縦2穴で穴をあけて提出してください。（文字等が穴で読めないことがないようご注意ください）

④事務書類のメディア①②及び提案書受付通知用はがきについては、そのまま結構です。



## 提案書受付通知用はがきの作成について

### ○提案書受付通知用はがき

提案書の受付等の通知をしますので、下記に示した内容のはがきを1枚同封してください（枠組み・書き込み内容ともに楷書で手書き可能です）。

<span style="font-size: 2em;">□□□-□□□□</span>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">切手</div> (表) 又は 官製 はがき  氏 名  事業 管 理 者 住 所  様	1. 事業管理者名 2. 研究開発計画名 ××の研究開発  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">受付番号</div> 〒000-0000 担当経済産業局等の住所 担当経済産業局等の名称 担当部署名
--	---

※受付番号は担当経済産業局等で記入します。

## 【提案様式】

(「当初予算事業」に応募している者が、その応募している事業について  
「補正予算事業」にも応募する場合)

「当初予算事業」に応募している者が、その応募している事業について「補正予算事業」にも応募する場合は、以下の＜提案書＞と＜事務書類＞のみを提出してください。その他の書類については、「当初予算事業」の提出書類をもって提出されたものとみなします。

### ＜提案書＞

- 様式 4 ① 戦略的基盤技術高度化支援事業 提案書（平成 21 年度補正予算事業）（当初予算事業応募案件）（正 1 部、写し 1 部）  
② 研究開発スケジュール（正 1 部、写し 1 部）  
    当初予算事業の【様式 2-3】の再提出はできません。  
    補正予算事業について新たに研究開発スケジュールを作成してください。  
③ 研究資金内訳表（正 1 部、写し 1 部）  
    当初予算事業の【様式 2-4】の再提出はできません。  
    補正予算事業について新たに研究資金内訳表を作成してください。  
④ 研究実施共同体概要（正 1 部、写し 1 部）  
    当初予算事業の【様式 3-1】について協力者等を追加する変更のある場合のみ提出してください。

- 特定研究開発等計画に係る認定申請書の別表 3（ただし、補正予算事業の対象部分を赤色で囲む等明示したもの）（正 1 部、写し 1 部）  
    法認定計画の一部を基本とする研究開発の場合のみ提出してください。

### ＜事務書類＞

- メディア①、②（各 1 枚）
- 提案書類チェックシート（当初予算事業応募案件）（1 枚）
- 提案書受付通知用はがき（1 枚）



【様式 4-1】

年度受付番号

## 戦略的基盤技術高度化支援事業 提案書

(平成 21 年度補正予算事業)

(当初予算事業応募案件)

平成〇年〇月〇日

〇〇経済産業局長殿

(沖縄県の場合は、内閣府沖縄総合事務局長殿)

戦略的基盤技術高度化支援事業について、公募要領の記載事項をすべて了承しましたので、以下のとおり提案いたします。

1. 当初予算事業受付番号

--

2. (1) 研究開発費の規模 (該当する方に「〇」を記載してください。)

【一般枠】		【川下分野横断枠】	
-------	--	-----------	--

(2) 川下分野横断要件の確認表 (川下分野横断枠での応募の場合のみ作成)

川下分野 1	(1) 自動車に関する事項
高度化目標 1	ウ. 金型の仕上げ工程の削減
川下分野 2	(2) 情報家電に関する事項
高度化目標 2	シ. 高度な計測技術の確立

※「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に示されている複数の「川下分野」及び「高度化目標」を記載してください。

又は、

川下製造業者 1	(株) 〇〇自動車
川下製造業者 2	(株) □□電気

3. 計画名及び認定番号

「法認定を受けた特定研究開発等計画の計画名」及び「認定番号」を記載してください。

認定申請中の場合は、「認定番号」の代わりに「認定申請中」と記載してください。

なお、変更の認定を受けている場合は、変更後の「認定番号」を記載してください。

4. 研究開発の対象範囲 (該当する方に「〇」を記載してください。)

法認定計画の全体		法認定計画の一部	
----------	--	----------	--

5. 特定研究開発等の要約(全角 200 文字以内)

- ・川下製造業者の抱える課題及び要請（ニーズ）、ニーズを踏まえた高度化目標、高度化目標を達成するための研究開発方法等を要約してください。記述は 1 行 40 文字 5 行以内にしてください。
- ・数字、カタカナ等は半角を使用して結構です。（半角 2 文字で全角 1 文字とします）
- ・本欄は採択となった場合、公開することとなります。

## 6. 事業管理者

住所 :	印
名称 :	
代表者役職・氏名 :	
Tel:	Fax:
E-mail:	
連絡担当者所属役職・氏名 :	
Tel:	Fax:
E-mail:	

## 7. 総括研究代表者

(フリガナ) :	(フリガナ) :
氏名 :	氏名 :
所属組織名 :	所属組織名 :
所属役職 :	所属役職 :
Tel :	Fax :
E-mail :	E-mail :
変更の有無 : 有 • 無	変更の有無 : 有 • 無

## 8. 副総括研究代表者

(フリガナ) :	(フリガナ) :
氏名 :	氏名 :
所属組織名 :	所属組織名 :
所属役職 :	所属役職 :
Tel :	Fax :
E-mail :	E-mail :
変更の有無 : 有 • 無	変更の有無 : 有 • 無

※「変更の有無」については当初予算事業からの変更の有無について該当する方に○印を付けてください。

## 9. 研究開発の高度化目標及び技術的目標値

- 当初予算事業の「【様式 2-2】②研究開発の高度化目標及び技術的目標値」を補正予算事業の「研究開発の高度化目標及び技術的目標値」に変更して記述してください。

## 10. 研究開発の具体的な内容

- 当初予算事業の「【様式 2-2】③研究開発の具体的な内容」を補正予算事業の「研究開発の具体的な内容」に変更して記述してください。

※補正予算事業の研究開発スケジュールについては、【様式 4-2】により新たに作成してください。補正予算事業の実施期間は単年度になりますので当初予算事業のスケジュールを変更する必要があります。

※補正予算事業の研究資金内訳表を【様式 4-3】により新たに作成してください。補正予算事業の実施期間は単年度になりますので、当初予算事業の研究資金内訳表を変更する必要があります。

※法認定計画の一部を基本とした研究開発の場合は、法認定計画のどの部分を基本とした研究開発なのかを確認するために、該当部分を赤色枠囲み等により明示した「特定研究開発等計画に係る認定申請書の別表 3」を作成してください。

※補正予算事業において協力者等を追加する変更のある場合は、【様式 4-4】により研究開発共同体概要を新たに作成してください。

※なお、当初予算事業の（【様式 2-2】④期待される効果）又は（【様式 2-5】研究開発成果の事業化（実用化）計画説明書）の内容を変更する場合は、当初予算事業と同内容の応募とはみなされませんので新規案件としてご提案ください。

【様式 4-2】

## 研究開発スケジュール

計画名

(21年度)

【番号】研究開発項目（サブテーマ）		当該研究開発項目に係る研究開発等により達成しようとする年度目標		
【番号】実施内容  (使用する機器設備)  ※レンタル・リースを含む		実施時期 (実施の始期と終期を矢印で記載)		
		21年度		
		2 ／ 4	3 ／ 4	4 ／ 4

## 【様式4-3】

平成21年度研究資金内訳表

計画名				支援事業対象年度							
(単位:千円) ※千円未満は切り捨て											
項目	事業管理者		研究実施者(再委託先)								
	(機関名) ○○○		合計	(機関名) △△△	(機関名) ▽▽▽	(機関名) □□□	(機関名) ◇◇◇				
	合計	管理業務	研究開発業務				(機関名) ☆☆☆				
一般管理費率(%)											
① 機器設備費	0	0									
ア. 機械装置費	0										
イ. 土木・建築工事費	0										
ウ. 保守・改造修理費	0										
エ. 外注費	0										
② 労務費	0	0	0	0	0	0	0				
ア. 研究員費	0			0							
イ. 管理員費	0										
ウ. 補助員雇上費	0			0							
③ 事業費	0	0	0	0	0	0	0				
ア. 消耗品費	0			0							
イ. 旅費・交通費	0			0							
ウ. 委員会費	0										
エ. 報告書作成費	0										
オ. 外注費	0			0							
カ. 特許関連経費	0										
キ. その他特別費	0			0							
小計 (①+②+③)	0			0	0	0	0				
うち、一般管理費対象外経費				0							
④ 一般管理費	0			0	0	0	0				
⑤ 再委託費	0										
年 度 総 経 費	0			0	0	0	0				
⑥ 消費税及び地方消費税(円)	0										
年 度 合 計	0										

※ [ ]欄は記載しないでください。

※「①ア機械装置費」は、購入する機械装置ごとに行を追加して、それぞれ具体的な名称を記載し、名称の横に当該機械装置を使用するサブテーマ(様式4-2に記載)の番号を記載してください。

※「⑤再委託費」は、「研究実施者(再委託先)」の「年度総経費」の合計と一致する必要があります。

## 【様式 4-4】

## 研究実施共同体概要

## 1. 特定研究開発等の拠点となる施設（主たる研究開発等の実施場所）

施設名称 :
住所 :
(事業管理者の住所と異なる理由 : )

## 2. 研究実施者

**※すべての研究実施者を記載してください。**

**(事業管理者が研究実施者の場合は、事業管理者も記載してください。)**

研究実施者 (機関名)	代表者 役職氏名	連絡先	中小企業者 チェック	備 考
再委託契約を締結している単位で記載してください。	研究実施機関の代表者の役職と氏名を記載してください。	①所在地 <u>郵便番号、都道府県名</u> から記載してください。 ②連絡先担当者氏名 ③電話番号 ④FAX番号 ⑤E-mail アドレス  ※会社の本社所在地と研究開発実施場所が異なる時は、双方を併記し、研究実施場所に <u>下線</u> を引いてください。		

※ 研究実施者の定義は、5 ページを参照してください。

- ※ 中小企業者のチェック欄には、みなし大企業に該当しない中小企業者に「○」を記載し、法第4条第1項に基づき認定を受けた中小企業者に「◎」を記載してください。（みなし大企業に該当しない認定事業者には「○」と「◎」を併記してください。）
- ※ 備考欄には、認定を受けた計画から変更（入れ替え、追加）があった場合に、その内容を記述してください。

## 3. アドバイザー（任意）

機関名又は氏名	所在地又は住所	①代表者役職・氏名 ②連絡先担当者 ③電話番号
記載数に制限はありません。 (記載がなくても構いません。)	<u>郵便番号、都道府県名</u> から記載してください。	

※アドバイザーの定義は、6 ページを参照してください。

## 平成21年度 提案データ入力票

**【入力上の注意】**

- ※1 「入力項目」のセル（欄）にデータを入力してください。
- ※2 文字・数字の入力の前に「（シングルコーテーション）」は付けないでください。
- ※3 数式は使用しないでください。
- ※4 カタカナはすべて全角、英数は半角大文字で入力してください。
- ※5 「列の挿入・削除」や「行・列の非表示」はしないでください。

入力項目	項目名	提案書の対応名称	入力注意点
(入力不要)	受付番号	年度受付番号（局記入）	半角数字にて入力
(入力不要)	局名		提案書の提出先である担当経済産業局等の地域名を入力 (例：関東)
	テーマ名	様式4-1 3.計画名及び認定番号	全角にて入力。
	認定番号		半角数字にて入力
	研究開発の要約	様式4-1 4.特定研究開発等の要約	全角にて入力。200文字以内
	主たる技術	特定ものづくり基盤技術の種類	全角にて入力。（番号不要）
	従たる技術		同上
	事業管理者 住所①（都道府県名）	様式4-1 6.事業管理者	全角にて入力、スペースは挿入しない。都道府県名のみ入力（略さない）
	事業管理者 住所②（都道府県名以降）		全角にて入力、スペースは挿入しない。都道府県名の次から入力（略さない）
	事業管理者 名称		全角にて入力、スペースは挿入しない。法人の区別を略さずに記入（例：株式会社、財団法人など）
	事業管理者 代表者役職		全角にて入力（役職のみ）
	事業管理者 代表者氏名		全角にて入力、名字と名前の間は全角1文字分のスペースを空ける
	事業管理者 連絡担当者所属		全角にて入力（所属のみ）
	事業管理者 連絡担当者役職		全角にて入力（役職のみ）
	事業管理者 連絡担当者氏名		全角にて入力、名字と名前の間は全角1文字分のスペースを空ける
	事業管理者 TEL		半角数字及び-（半角ハイフン）にて入力。市外局番も略さず入力（例：03-3501-8794）
	事業管理者 FAX		
	事業管理者 E-mail		半角英数字にて入力。
	総括研究代表者（PL） 氏名	様式4-1 7.総括研究代表者	全角にて入力、名字と名前の間は全角1文字分のスペースを空ける
	総括研究代表者（PL） 所属組織名		全角にて入力、スペースは挿入しない。法人の区別を略さずに記入（例：株式会社、財団法人など）
	副総括研究代表者（SL） 氏名		全角にて入力、名字と名前の間は全角1文字分のスペースを空ける
	副総括研究代表者（SL） 所属組織名		全角にて入力、スペースは挿入しない。法人の区別を略さずに記入（例：株式会社、財団法人など）
	主たる研究実施場所	特定研究開発等の拠点となる施設	全角にて入力、スペースは挿入しない。法人の区別を略さずに記入（例：株式会社、財団法人など）
	主たる研究実施場所 住所①（都道府県名）		全角にて入力、スペースは挿入しない。都道府県名のみ入力（略さない）
	主たる研究実施場所 住所②（都道府県名以降）		全角にて入力、スペースは挿入しない。都道府県名の次から入力（略さない）
	研究実施者機関名1		同上
	研究実施者機関1 住所①（都道府県名）		同上
	研究実施者機関1 住所②（都道府県名以降）		同上
	研究実施者機関名2		同上
	研究実施者機関2 住所①（都道府県名）		同上
	研究実施者機関2 住所②（都道府県名以降）		
	研究実施者機関名3		同上
	研究実施者機関3 住所①（都道府県名）		同上
	研究実施者機関3 住所②（都道府県名以降）		同上
	研究実施者機関名4		同上
	研究実施者機関4 住所①（都道府県名）		同上
	研究実施者機関4 住所②（都道府県名以降）		同上
	研究実施者機関名5		同上
	研究実施者機関5 住所①（都道府県名）		同上
	研究実施者機関5 住所②（都道府県名以降）		同上
	研究開発費提案額(千円)	様式4-3 (4)提案経費総額（税抜価格）	半角数字のみ入力
※ 研究実施者機関が6以上の場合には、行を追加をしてください。			

## e-Radデータ入力票

### 【入力上の注意】

本様式は、研究実施者について、事前にe-Radへの「研究機関の登録」と「研究者の登録」を行った上で入力するものとなります。  
この様式に登録するデータは、「e-Radに登録したデータ」と「戦略的基盤技術高度化支援事業の提案情報」になります。

※1 研究機関コード・研究者番号等は、e-Radの『研究者所属情報表示』画面のとおり記載してください。

※2 e-Radでは、各事業年度ごとに事業の情報を登録することになります。

※3 直接経費については、次のとおり記載してください。提案書(様式4-3)「平成21年度研究資金内訳表」の「事業管理者」の「年度合計」を記載してください。

下記の識別を確認の上、以下①と②の入力欄にデータ入力をしてください。

### 【入力欄の識別】

- ① : e-Radに登録した企業情報
- ② : 応募時における情報

項目名	入力欄	入力の参照	e-Rad規則
研究開発課題名		提案書(様式4-1)「3.計画名」を記載	全角100字以内
研究者名-フリガナ-姓		総括研究代表者(PL)のe-Rad登録情報	全角カナ20字以内
研究者名-フリガナ-名		総括研究代表者(PL)のe-Rad登録情報	全角カナ20字以内
研究者-生年月日		総括研究代表者(PL)のe-Rad登録情報	半角数字8(例 1978年5月13日 → 「19780513」)
研究者-性別コード		総括研究代表者(PL)のe-Rad登録情報	半角数字1 (男1 女2)
研究目的:		提案書(様式4-1)「9.研究開発の高度化目標及び技術的目標値」を記載(全角1000字以内)	
研究概要		提案書(様式4-1)「5.特定研究開発等の要約」を記載(全角1000字以内)	
研究組織情報	研究代表者-研究者番号	総括研究代表者(PL)のe-Rad登録情報	半角数字8桁
	研究代表者-所属研究機関コード	総括研究代表者(PL)のe-Rad登録情報	半角数字10桁
	研究代表者-直接経費	上記※3を参照のこと	半角数字3
	研究代表者-エフォート	提案書(様式3-2)「エフォート(%)」を記載	半角数字1~100

## 提案書類チェックシート（当初予算事業と補正予算事業の両方に応募する場合）

※提出漏れがないか、また指定枚数内で記載されているかどうかチェックして同封してください。

テーマ名：

提出書類		
	チェック欄	
① 提案書	<input type="checkbox"/>	様式 4-1 戰略的基盤技術高度化支援事業提案書（当初予算事業応募案件）
	<input type="checkbox"/>	様式 4-2 研究開発スケジュール 様式 4-3 研究資金内訳表
	<input type="checkbox"/>	様式 4-4 研究実施共同体概要 ※協力者等を追加する場合のみ提出
	<input type="checkbox"/>	特定研究開発等計画に係る認定申請書の別表 3（ただし、補正予算事業の対象部分を赤色で囲む等明示したもの） ※法認定計画の一部を基本とする研究開発の場合のみ提出
② 事務書類	<input type="checkbox"/>	メディア①（提案書全体：ワード、一太郎又はエクセル形式で保存したもの） (CD-R ……1枚)
	<input type="checkbox"/>	メディア②(38 ページの「提案データ入力票」及び 39 ページの「e-Rad データ入力票」に入力したもの) (CD-R ……1枚)
	<input type="checkbox"/>	提出書類チェックシート（当初予算事業と補正予算事業の両方に応募する場合） (1枚)
	<input type="checkbox"/>	提案書受付通知用はがき（1枚）

※提出部数は、①提案書：正1部、写し1部 ②事務書類：1枚

※事務書類のメディア①には「事業管理者名、研究開発計画名、使用ソフト名」を、メディア②には「提案データ入力表及び e-Rad データ入力票」とラベル表紙に印字又は記載してください。

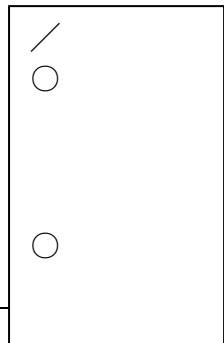
### （注意事項など）

- ※1 提出書類に不備のある場合、審査対象とならないことがあります  
のでご注意ください。
- ※2 提出書類は審査、契約、管理、確定、精算といった一連の業務遂行  
のためにのみ利用し、提案者の秘密は保持します。
- ※3 提案書類の返却はいたしませんので、事業管理者は、必ず、原本の控  
えを保持してください。
- ※4 提出書類は、すべてA4 で下記のとおり に綴って提出してください。

①提案書の正1部、写し1部は、それぞれ1部ごとに左上1カ所をホ  
ッチキス等でとめ、縦2穴で穴をあけて提出してください。（文字  
等が穴で読めないことがないようご注意ください）

その他の書類についても、すべてA4 縦2穴で穴をあけて提出してください。（文字等が穴  
で読めないことがないようご注意ください）

④事務書類のメディア①②及び提案書受付通知用はがきについては、そのままで結構です。



## 提案書受付通知用はがきの作成について

### ○提案書受付通知用はがき

提案書の受付等の通知をしますので、下記に示した内容のはがきを1枚同封してください（枠組み・書き込み内容ともに楷書で手書き可能です）。

(表)

□□□-□□□□	
切 手	事業 管 理 者 住 所
又は 官製 はがき	氏 名
	様

(裏)

1. 事業管理者名 2. 研究開発計画名 ××の研究開発
受付番号
〒000-0000 担当経済産業局等の住所 担当経済産業局等の名称 担当部署名

※受付番号は担当経済産業局等で記入します。



## 【參考資料】



【参考 1】

## 法律のしくみ・支援を受けるまでの流れ

特定ものづくり基盤技術の指定  
技術高度化指針の策定

経済産業大臣が「特定ものづくり基盤技術」を指定し、中小企業が目指すべき技術開発の方向性を取りまとめた「特定ものづくり基盤技術高度化指針」を策定します。

研究開発計画の作成・申請

中小企業が上記指針に基づいて研究開発計画を作成し、研究開発を行う拠点となる施設の所在地を担当する各経済産業局（法認定申請先）に申請します。

研究開発計画の認定  
(各経済産業局)

経済産業大臣（各経済産業局）が研究開発計画を認定します。

認定を受けた  
研究開発計画への支援

委託事業による支援  
【戦略的基盤技術高度化支援事業】

※「法認定申請（変更認定申請を含む）」の申請様式等の詳細については、次のホームページをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/portal/index.htm>

## 【参考 2】

### e-Rad（府省共通研究開発管理システム）の研究機関及び研究者の事前登録について

#### (1) e-Rad（府省共通研究開発管理システム）とは

e-Rad とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

#### (2) e-Radへの「研究機関の登録」及び「研究者の登録」について

補正予算事業の提案書を提出するにあたり、研究実施者（総括研究代表者）について、事前に e-Rad へ「研究機関の登録」及び「研究者の登録」を行う必要があります。登録については、次の方法により「研究機関の登録申請」及び「所属研究者の登録申請」の手続きを行ってください。

ただし、やむを得ない事情により、受付期間終了までに e-Rad への登録手続きが完了できない場合は、e-Rad への登録手続き中であることを説明する資料（府省共通研究開発管理システム（e-Rad）所属研究機関登録申請書）を提出してください。

e-Rad への登録には、2週間程度の手続き期間が必要となりますが、公募期間中は、申し込みが殺到し、登録手続きに相当の日数を要する場合がありますので、できる限り早い段階で余裕をもって登録手続きを行ってください（公募受付期間前でも登録手続きが可能です。）。

#### ① 「研究機関の登録申請」について

補正予算事業に応募する研究実施者（総括研究代表者）においては、事前に研究機関の登録が完了する必要があります。

##### 1) 登録申請の対象となる研究機関について

研究機関の登録申請手続きが必要となる研究機関は、以下に該当するもののうち、本システムの対象となる制度・事業に応募その他手続きを行おうとする研究機関です。

- ① 府省内外局、国立試験研究機関、特殊法人及び特別認可法人、独立行政法人
- ② 大学、高等専門学校、大学共同利用機関
- ③ 地方公共団体、都道府県立試験研究機関
- ④ 公益法人（財団法人、社団法人、その他）
- ⑤ 民間企業
- ⑥ 各制度・事業で指定された研究機関（例：文部科学省科学研究費補助金の機関番号を有している研究機関）

##### 2) 登録申請の方法について

登録申請は、次の書類を e-Rad システム運用担当宛に郵送することにより行ってください。

- ① 様式 1 所属研究機関登録申請書（電子証明書発行申請書）（※）
- ② 様式 2 事務分担者登録／削除 申請書（※）
- ③ 返信用封筒（角形 2 号サイズ、宛先及び「親展」を記入、返信用切手（120 円）を貼り付け）
- ④ 公益法人（財団法人、社団法人、その他）、民間機関など、上記 1) ④～⑥（⑥のうち①～③に該当するものを除く。）に該当する研究機関にあっては、機関が実在することを証明できる書類（登記簿謄抄本／登記事項証明書など（コピー不可））

※①、②の書類については、e-Rad ポータルサイト【<http://www.e-Rad.go.jp>】からダウンロードしてください。

<送付先> 〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2  
文部科学省 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）運用担当

3) 登録手順について

- ① 「様式 1 所属研究機関登録申請書（電子証明書発行申請書）」、「様式 2 事務分担者登録／削除 申請書」を e-Rad ポータルサイト【<http://www.e-Rad.go.jp>】からダウンロードします。
- ② 様式 1・2 に必要事項を記入します。
- ③ システム利用規約（e-Rad ポータルサイトに掲載されています。）に同意の上、捺印します。
- ④ 必要書類を e-Rad システム運用宛に郵送します。
- ⑤ システム運用担当においてシステムへの登録を行います。この際、必要に応じて内容の確認を行うことがあります。
- ⑥ 所属研究機関通知書（事務代表者のシステムログイン ID、初期パスワード）が送付されます。
- ⑦ 事務代表者宛てに電子証明書（事務代表者及び申請された事務分担者用）がメールで送信されます。

以上で研究機関の登録申請手続きは終了です。

※システムを利用する際は、作業用 PC に電子証明書をインストールし、通知書に記載されたシステムのログイン ID、初期パスワードを利用してログインしてください。

※システム稼働後、事務代表者はシステムにログインし、事務分担者を登録し、事務分担者用のログイン ID、初期パスワードの発行手続きを行い、各事務分担者に配布してください。

研究機関の登録後、所属する研究者の登録申請手続きが別途必要となります。

② 「所属研究者の登録申請」について

補正予算事業のほか、平成 20 年 1 月以降に e-Rad の対象となる制度・事業において、研究課題名、研究者名、研究期間、配分額等の基本情報を取り扱うにあたって、研究者に対して「研究者番号」を発行し研究者の一意性を確保します。

このため、上記（1）により研究機関の登録申請を行った研究機関においては、所属する研究者の登録申請を行い、各研究者の「研究者番号」、システム利用にあたっての「ログイン ID、初期パスワード」を取得し、該当する研究者に発行していただく必要があります。

※この登録手続きはシステムを利用するため必要な手続きです。各制度・事業によって応募できる研究機関等の範囲が異なりますので、応募資格等については、各制度・事業の公募要領等をご確認ください。

※「研究者番号」とは、研究者に一意に付与される研究者固有の番号です。複数の研究機関に所属する研究者の場合、それぞれの機関での登録申請が必要になりますが、「研究者番号」はひとつになります。

1) 登録申請の対象となる所属研究者について

上記（1）により研究機関の登録申請を行った研究機関に所属する研究者が対象となります。登録にあたっては、次の点にご注意ください。

- ① 「研究者番号」を取得していない研究者は、e-Rad を利用することができないほか、補正予算事業への提案プロジェクトにおける研究者として登録することができませんので、登録申請漏れのないようにしてください。
- ② 補正予算事業のように e-Rad の対象制度・事業ではあるものの、システムによらずに応募等の手続きを行うものであっても、上記の基本情報を整備する必要から、応募等を行う研究者は「研究者番号」の取得が必要です。

- ③ 次に該当する所属研究者にあっては、その一覧をダウンロードすることができます。退職、他機関への異動など所属する研究者の情報に変更が生じた場合や、新規採用など新たに「研究者番号」及び「ログインID、初期パスワード」の取得が必要な場合は、その都度、e-Rad の「研究者情報検索」画面により登録手続き等を行ってください。
- ・文部科学省科学研究費補助金の「研究者名簿」に登録され研究者番号を有している研究者。なお、これらの研究者の「研究者番号」はそのまま使用できます。

## 2) 登録申請の方法について

登録申請は、研究機関の事務代表者が e-Rad により行ってください。

- ① 研究機関の事務代表者が e-Rad にログインします。
- ② e-Rad の「研究者情報検索」画面から、所属する研究者の登録に必要な情報を入力します。  
※詳細は e-Rad の「所属研究機関用マニュアル」をご参照ください。
- ③ エラーメッセージが画面上に表示されなければ登録完了です。
- ④ 事務担当者は登録確認後、研究者に対して「ログインID、初期パスワード」を発行します。  
※ログインID、初期パスワードの発行方法については、e-Rad の「所属研究機関用マニュアル」をご参照ください。

## ③ 「研究機関の登録」及び「所属研究者の登録」ほか e-Rad に関するお問い合わせ先

e-Rad に関するお問い合わせは、以下の e-Rad ヘルプデスクまでお願ひいたします。なお、戦略的基盤技術高度化支援事業に関するお問い合わせは、裏表紙（担当経済産業局等（法認定申請・提案書の提出先及び問い合わせ先）をご参照ください。

### 【お問い合わせ先】

e-Rad ヘルプデスク（文部科学省内）

電話番号 : 0120-066-877 (フリーダイヤル)

受付時間 : 9:30~17:30

(土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く)

## 【参考 3】

### 応募資格に関する注意事項

#### (1) 不正経理及び不正受給を行った研究者等の制限

「競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針」に従い、補正予算事業及び他府省の競争的研究資金において不正経理又は不正受給を行ったために、委託費又は補助金等の全部又は一部を返還した研究開発課題の研究者及びそれに共謀した研究者に対し、応募の制限、不正内容の公表等の措置を講じます。

#### (2) 不合理な重複及び過度の集中の排除

競争的資金の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成19年12月14日改正）に従い、不合理な重複（※1）及び過度の集中（※2）が認められる場合には、不採択とする場合があります。さらに、当省においては、競争的資金に限らず当省所管のすべての研究資金について、これに準じた対応を行います。

また、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うため、府省共通研究開発システム（e-Rad）を通じて、提案内容の一部について必要な範囲内で、他府省を含む他の研究資金担当課（独立行政法人等の資金配分機関を含む。）に情報提供します。

（※1）「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題に対して、複数の研究資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の研究資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の研究資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

（※2）「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超える、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の年間の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要となる時間の配分率）に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

#### (3) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づき、経済産業省は資金配分機関として、本事業の委託先事業者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、補正予算事業及び他府省の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（補正予算事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合）

- ①当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ②不正な使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、補正予算事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降2～5年間）

③不正な受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、補正予算事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降5年間）

④他府省を含む他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、他府省を含む他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。

#### (4) 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」に基づく体制整備等の実施状況報告等について

補正予算事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、他府省を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、経済産業省では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

#### (5) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定）（以下「研究活動に係る指針」という。）に基づき、経済産業省は資金配分機関として、補正予算事業の委託先事業者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や補正予算事業についての告発があった場合の調査をお願いすることがあります。また、補正予算事業及び他府省の事業を含む他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

##### (補正予算事業において不正行為があると認められた場合)

①当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していくことがあります。

②不正行為に関与した者に対し、補正予算事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間）

③不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、補正予算事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があつたと認定された年度の翌年度以降1～3年間）

④他府省を含む他の資金配分機関に対し、当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記③により一定の責任があるとされた者に対し、他府省を含む他の国の研究資金における事業への応募が制限される場合があります。

⑤経済産業省は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

##### (過去に国の研究資金において不正行為があつたと認められた場合)

国の研究資金において、研究活動における不正行為があつたと認定された者（当該不正行為があつたと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場

合を含む。)については、研究活動に係る指針に基づき、補正予算事業への参加が制限されることがあります。

補正予算事業の委託先事業者には研究機関として受付窓口を内部に設置してもらいます。

経済産業省における研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先は、以下のとおりです。

経済産業省産業技術環境局産業技術政策課

〒100-8901東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL : 03-3501-1773

FAX : 03-3501-7908

E-mail : kenkyu-hotline@meti.go.jp

#### 【参考4】

#### 競争的資金の適正な執行に関する指針

平成17年9月9日

(平成18年11月14日改正)

(平成19年12月14日改正)

競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

本指針は、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

※「競争的資金の適正な執行に関する指針」の詳細については、次のホームページをご参照ください。

[http://www.saffrc.go.jp/docs/pdf/sisin\\_etc-06.pdf](http://www.saffrc.go.jp/docs/pdf/sisin_etc-06.pdf)

#### 【参考5】

#### 公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針

(平成20年12月3日経済産業省制定)

本指針は、経済産業省又は経済産業省が所管する独立行政法人(以下、「資金配分機関」という。)から配分される公募型の研究資金について、配分先すべての研究機関において不正な使用及び不正な受給を防止するために必要な対応等を示したものである。

※「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」の詳細については、次のホームページをご参照ください。

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/pdf/shishin-shikin.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/shishin-shikin.pdf)

## 【参考 6】

## 戦略的基盤技術高度化支援事業 採択状況

技術分野	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	申請件数	採択件数	申請件数	採択件数	申請件数	採択件数
組込みソフトウェア	21	3	15	5	6	0
金型	50	10	31	16	17	10
電子部品・デバイスの実装	21	3	18	6	7	0
プラスチック成形加工	11	3	9	3	9	2
粉末冶金	—	—	10	6	4	2
溶射	—	—	—	—	7	2
鍛造	17	5	4	2	6	1
動力伝達	10	1	6	5	2	1
部材の結合	3	2	4	2	2	1
鋳造	26	10	15	9	13	7
金属プレス加工	23	7	20	10	12	3
位置決め	18	3	10	3	5	1
切削加工	36	7	20	7	13	5
織染加工	12	3	5	2	1	0
高機能化学合成	8	2	5	1	2	1
熱処理	20	5	11	2	7	2
溶接	—	—	13	4	6	3
めっき	21	9	11	3	10	6
発酵	19	4	9	2	4	1
真空の維持	7	3	2	1	1	0
合計	323	80	218	89	134	48

※平成 18 年度は（独）中小企業基盤整備機構分（申請 67 件、採択 26 件）を含む。

## 【参考 7】

### 戦略的基盤技術高度化支援事業における労務費の計算に係る実施細則 (健保等級ルール)

平成 21 年 4 月以降に実施される戦略的基盤技術高度化支援事業（以下、「本事業」という。）に係る労務費の算出方法を以下のとおり定めて運用する。

事務の効率化や計算事務の煩瑣性の排除といった観点から、健康保険等級を使用した労務費の計算に係る必要な事項を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。

なお、本実施細則で規定する労務費単価一覧表（別表）は、毎年 4 月 1 日をもって見直すこととする。

#### 1. 労務費の積算における原則

委託事業における労務費は、次項に規定する方法により算定した労務費単価（円／時間）に、当該委託事業に直接従事した時間数（以下、「委託事業従事時間」という）を乗じて算出する。

委託事業従事時間は、別途定める「委託業務従事日誌」により証明されるものであって、事業者毎に定められた就業規則等に照らして適正と認められる範囲とする。

#### 2. 労務費単価の計算方法

##### （1）労務費単価の算定方法

本事業における労務費の算出基礎となる労務費単価の算定については、一部の給与形態の者を除き、原則として労務費単価一覧表（別表）に基づく等級単価を適用することとし、以下のとおり取り扱う。

雇用関係	給与	等級単価の適用	労務費単価の算定
健保等級適用者 (A)		適用される	健保等級により該当する等級単価
健保等級適用者 以外の者 (B)	年額	適用される	「年額範囲」により該当する等級単価
	月額	適用される	「月額範囲」により該当する等級単価
	日額	適用されない	等級単価を適用せず、個別に日額を所定労働時間で除して算出した額とする
	時給	適用されない	等級単価を適用せず、個別の時給額とする

労務費単価一覧表の具体的な適用は、以下のとおりとする。

次の各号に定める分類に応じ、当該各号に定める方法により計算した金額を労務費単価とする。

###### ① 健保等級適用者 (A)

次の各要件の全てを満たす者の労務費単価については、健保等級により該当する等級単価を使用する。

- ・ 健康保険料を徴収する事業主との雇用関係に基づき、当該委託事業に従事する者。  
ただし、役員及び日額または時給での雇用契約者においては、健保等級適用者以外の者として取り扱う。
- ・ 健康保険法による健康保険加入者であり、標準報酬月額保険料額表の健保等級適用者。
- ・ 賞与が年 1～3 回まで支給されている者。

## ② 健保等級適用者以外の者（B）

健保等級適用者以外の者の労務費単価については、その給与形態に応じて、以下のa）、b）、c）又はd）により取り扱う。

この取扱いにおいて等級単価を適用する場合は、それぞれの年収（当該従事者に対する年間支給実績額の合計）等を基礎として、別表、年額又は月額の範囲により該当する等級単価を適用する。

なお、賞与の取扱いについては（2）④によることとする。

- a) 給与が年額で定められている者については、別表中の「年額範囲」により該当する等級単価。
- b) 給与が月額で定められている者については、別表中の「月額範囲」により該当する等級単価。
- c) 給与が日額で定められている者については、別表に依らず、日額を約束された就業時間で除した金額。ただし、1日単位で委託事業に従事している場合には、当該日額を似て1日当たりの労務費単価とすることができます。
- d) 給与が時給で定められている者については、当該時給を似て労務費単価とする。

※a) 及びb) の等級単価に対して、c) 及びd) における労務費単価を個別単価と称する。

## （2）健保等級適用者以外の者の取扱細則

### （2）－1. 等級単価を適用する者

前項a) 及びb) の者に係る年額及び月額の算定については、以下のとおり取り扱う。

#### ① 算定に含む金額（健康保険の報酬月額算定に準ずる）

基本給、家族手当、住居手当、通勤手当、食事手当、役付手当、職階手当、早出手当、残業手当、皆勤手当、能率手当、生産手当、休業手当、育児休業手当、介護休業手当、各種技術手当、特別勤務手当、宿日直手当、勤務地手当、役員報酬の内給与相当額など金銭で支給されるもの。

※賞与については支給回数に関わらず、この算定に含む。後記④参照。

#### ② 算定に含まない金額

解雇予告手当、退職手当、結婚祝金、災害見舞金、病気見舞金、年金、恩給、健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、家賃、地代、預金利子、株主配当金、大入袋、出張旅費、役員報酬（給与相当額を除く）など。

#### ③ 通勤手当の取扱

年額又は月額適用者の通勤手當に含まれる消費税及び地方消費税額（以下、「消費税」という）については除外しない。

なお、月額適用者の通勤手当は1ヶ月あたりの額とする。

#### ④ 賞与の取扱

- （ア）委託期間内に支給される賞与を加算することができる。なお、委託期間対象分の賞与を委託期間終了日の翌月末日までに支給することが確定している場合を含む。
- （イ）年額又は月額適用者の加算の方法として、給与明細や給与証明の確認による賞与については、上期（4月～9月）又は下期（10月～3月）の期間内にそれぞれ支給されることが確定している額を各期間の月額に加算できる。この場合の年額適用者は、月額に換算して適用する。また、出向契約書等に明示され、かつ、支給されることが確定している賞与については、上期、下期又は年間に對応した額を加算でき

る。

- ・年額に加算できる賞与の額：年間賞与（年間賞与の合計額が確定している場合）
- ・月額に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷6月（1円未満切捨）

(ウ) 出向契約書等において、委託事業従事期間と賞与対象期間が対応して支給されることが明確な場合は、その月数を前記の除数「6月」に換えることができる。

## (2) -2. 等級単価を適用しない者

健保等級適用者以外の者のうち、日額及び時給適用者については、労務費単価一覧表（別表）の労務費単価を適用せず、出向契約書や雇用契約書、給与規程等により規定されている日額又は時間単価による個別単価を原則適用する。

### ① 通勤手当の取扱

日額及び時給適用者に係る通勤手当については、当該適用者の雇用契約書等に定められた日額又は時給単価から算定される労務費とは別に支給されること並びにその内容（金額等）が明示されている場合に限り、以下のとおり計上することができる。

#### ①-1. 専従補助員の場合

雇用契約書等に明示された内容から算定される1日あたりの通勤手当から消費税及び地方消費税相当額を除外した額（以下、「通勤単価」という。）に従事日数を乗じて得た額を個別単価にて別途積算した労務費に加算する。

＜積算例＞

個別単価×従事時間数+通勤単価×従事日数

個別単価（日額）×従事日数+通勤単価×従事日数

#### ①-2. 非専従補助員の場合

通勤単価を所定の労働時間で除して得た額を、雇用契約書等に基づいて定められる個別単価に加算して得た金額に従事時間を乗じて労務費を算出する。

＜積算例＞

（個別単価+通勤単価÷所定労働時間）×従事時間数

※従事時間及び従事日数とは、それぞれ委託業務直接従事した時間数又は日数。

### ② 賞与の取扱

前記(2)-1. ④(ア)及び(ウ)について、同様の扱いとするほか、以下にて取り扱う。日額又は時給に加算できる明確な賞与とは、給与明細又は出向契約書等に賞与として額が明示され、支給されることが確定している場合をいう。

- ・日額に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷6月÷21日（1円未満切捨）
- ・時給に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷6月÷21日÷所定就業時間（1円未満切捨）

## (3) 労務費単価の適用方法

前記(2)-1. の等級単価適用者について、労務費単価一覧表（別表）に適用する等級又は給与の基準月を定める必要があるが、以下の方法により決定する。

- ① 当該月に適用される健保等級又は当該月に支給された給与に基づき算定された労務費単価を適用する。
- ② 健保等級の変更（定時決定や隨時改定による）又は給与に改定があった場合は、その改定月から改定後の健保等級又は給与により算出した労務費単価を適用する。
  - (a) 定時決定は被保険者標準報酬決定通知書の適用年月を適用する。
  - (b) 随時改定は被保険者標準報酬改定通知書の改正年月を適用する。

#### (4) 労務費単価の証明

前記(3)①～②の健保等級又は給与については、別途定める健保等級証明書又は給与証明書により、その実績を当該事業者の給与担当課長等に証明させるものとする（証明書の日付は委託契約期間の最終日～実績報告書の提出日までの間の日付とする）。ただし、給与明細、出向契約書、派遣契約書などにより給与が確認できる場合、当該証明書の提出は不要とする。

労務費の確定に当たっては、次の書類等を活用して照合を行うこと。

- ・ 健保等級適用者については、健保等級証明書（被保険者標準報酬決定通知書、同改定通知書、被保険者標準報酬月額保険料額表及び給与明細）。
- ・ 健保等級適用者以外の者は、給与証明書（給与明細、従事者毎の雇用に関する契約書）。
- ・ 給与台帳、委託業務従事日誌、就業規則、就業カレンダー、タイムカード、出勤簿等。

#### (5) 労務費上限額

- ① 出向契約書、派遣契約書において、出向者、派遣労働者的人件費の上限が規定されている場合には、その額を上限額とする。ただし、出向者については、その上限額が出向元から得ている給与支給額を上回る場合には、出向者が得ている給与支給額を上限額とする。これを確認するために出向元の給与証明が必要となる。
- ② 労務費を算出する場合の労務費単価は、健保等級単価表に記載された等級単価を上限とする。

委託業務従事日誌、健保等級証明書、給与証明書は、本事業への応募時に提出不要のため、省略。契約締結時にお示しいたします。

【参考 7（別表）】

平成 21 年度 労務費単価一覧表  
(平成 21 年 4 月 1 日適用)

(単位:円)

健保等級 適用者	等級単価 (時間単価) ／1H	健保等級適用者以外の者					
		年額範囲			月額範囲		
		以上	～	未満	以上	～	未満
1	410		～	1,013,040		～	84,420
2	490	1,013,040	～	1,173,840	84,420	～	97,820
3	570	1,173,840	～	1,334,640	97,820	～	111,220
4	650	1,334,640	～	1,495,440	111,220	～	124,620
5	730	1,495,440	～	1,624,080	124,620	～	135,340
6	790	1,624,080	～	1,720,560	135,340	～	143,380
7	840	1,720,560	～	1,833,120	143,380	～	152,760
8	900	1,833,120	～	1,961,760	152,760	～	163,480
9	960	1,961,760	～	2,090,400	163,480	～	174,200
10	1,020	2,090,400	～	2,219,040	174,200	～	184,920
11	1,090	2,219,040	～	2,347,680	184,920	～	195,640
12	1,150	2,347,680	～	2,492,400	195,640	～	207,700
13	1,220	2,492,400	～	2,653,200	207,700	～	221,100
14	1,300	2,653,200	～	2,814,000	221,100	～	234,500
15	1,380	2,814,000	～	2,974,800	234,500	～	247,900
16	1,460	2,974,800	～	3,135,600	247,900	～	261,300
17	1,540	3,135,600	～	3,376,800	261,300	～	281,400
18	1,660	3,376,800	～	3,698,400	281,400	～	308,200
19	1,820	3,698,400	～	4,020,000	308,200	～	335,000
20	1,970	4,020,000	～	4,341,600	335,000	～	361,800
21	2,130	4,341,600	～	4,663,200	361,800	～	388,600
22	2,290	4,663,200	～	4,984,800	388,600	～	415,400
23	2,450	4,984,800	～	5,306,400	415,400	～	442,200
24	2,610	5,306,400	～	5,628,000	442,200	～	469,000
25	2,770	5,628,000	～	5,949,600	469,000	～	495,800
26	2,920	5,949,600	～	6,351,600	495,800	～	529,300
27	3,120	6,351,600	～	6,834,000	529,300	～	569,500
28	3,360	6,834,000	～	7,316,400	569,500	～	609,700
29	3,600	7,316,400	～	7,798,800	609,700	～	649,900
30	3,830	7,798,800	～	8,281,200	649,900	～	690,100
31	4,070	8,281,200	～	8,763,600	690,100	～	730,300
32	4,310	8,763,600	～	9,246,000	730,300	～	770,500
33	4,550	9,246,000	～	9,728,400	770,500	～	810,700
34	4,780	9,728,400	～	10,210,800	810,700	～	850,900
35	5,020	10,210,800	～	10,693,200	850,900	～	891,100
36	5,260	10,693,200	～	11,175,600	891,100	～	931,300
37	5,500	11,175,600	～	11,738,400	931,300	～	978,200
38	5,770	11,738,400	～	12,381,600	978,200	～	1,031,800
39	6,090	12,381,600	～	13,024,800	1,031,800	～	1,085,400
40	6,410	13,024,800	～	13,748,400	1,085,400	～	1,145,700
41	6,760	13,748,400	～	14,552,400	1,145,700	～	1,212,700
42	7,160	14,552,400	～	15,356,400	1,212,700	～	1,279,700
43	7,550	15,356,400	～	16,160,400	1,279,700	～	1,346,700
44	7,950	16,160,400	～	16,964,400	1,346,700	～	1,413,700
45	8,350	16,964,400	～	17,929,200	1,413,700	～	1,494,100
46	8,820	17,929,200	～	18,894,000	1,494,100	～	1,574,500
47	9,300	18,894,000	～		1,574,500	～	

※ 上記の等級単価には、一切の消費税及び地方消費税を含めていません。





**担当経済産業局等（法認定の申請や提案書の提出先）**

名称及び担当課	所在地及び連絡先電話番号	担当する都道府県名
北海道経済産業局 地域経済部 製造産業課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌市第1合同庁舎 TEL 011-709-1784	北海道
東北経済産業局 地域経済部 情報・製造産業課 産業技術課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第1合同庁舎 法認定の申請：情報・製造産業課 TEL 022-215-7236（平成21年2月まで） 022-221-4903（平成21年3月以降） 提案書の提出：産業技術課 TEL 022-215-7297（平成21年2月まで） 022-221-4897（平成21年3月以降）	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東経済産業局 産業部 製造産業課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL 048-600-0307	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨、静岡
中部経済産業局 産業部 製造産業課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL 052-951-2724	愛知、岐阜、三重、富山、石川
近畿経済産業局 産業部 製造産業課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 合同庁舎第1号館 TEL 06-6966-6022	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国経済産業局 地域経済部 地域経済課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 TEL 082-224-5684	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国経済産業局 地域経済部 製造産業課 産業技術課	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 法認定の申請：製造産業課 提案書の提出：産業技術課 TEL：087-811-8520（製造産業課） 087-811-8518（産業技術課）	徳島、香川、愛媛、高知
九州経済産業局 地域経済部 技術振興課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡第1合同庁舎 TEL 092-482-5464	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 TEL 098-866-1730	沖縄

**e-Rad（府省共通研究開発管理システム）に関する問い合わせ先**

e-Rad ヘルプデスク	TEL 0120-066-877 (受付時間：土曜・日曜・祝祭日・年末年始を除く 9:30～17:30)
--------------	---